

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>福島県地域防災計画</p> <p>原子力災害対策編</p> <p>(令和 <u>5</u>年 <u>3</u>月修正)</p> <p>福島県防災会議</p>		<p>福島県地域防災計画</p> <p>原子力災害対策編</p> <p>(令和 <u> </u>年 <u> </u>月修正)</p> <p>福島県防災会議</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
第1 総則..... - 1 -		第1 総則..... - 1 -
1 目的..... - 1 -		1 目的..... - 1 -
2 計画の性格.....	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;"><u>目次及びページ数は、最終的に修正します。</u></p> </div>	2 計画の性格..... - 1 -
(1) 福島県地域防災計画との関係.....		(1) 福島県地域防災計画との関係..... - 1 -
(2) 市町村地域防災計画との関係..... - 1 -		(2) 市町村地域防災計画との関係..... - 1 -
(3) 国の役割..... - 1 -		(3) 国の役割..... - 1 -
(4) 原子力事業者の責務..... - 1 -		(4) 原子力事業者の責務..... - 1 -
(5) 計画の作成又は修正に際し基本とすべき指針..... - 2 -		(5) 計画の作成又は修正に際し基本とすべき指針..... - 2 -
(6) 計画の周知徹底..... - 2 -		(6) 計画の周知徹底..... - 2 -
(7) 計画の修正..... - 2 -		(7) 計画の修正..... - 2 -
3 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え..... - 2 -		3 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え..... - 2 -
4 福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策の前提..... - 2 -		4 福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策の前提..... - 2 -
5 緊急事態における判断基準..... - 3 -	5 緊急事態における判断基準..... - 3 -	
	適正化	<p><u>(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL: Emergency Action Level)</u></p> <p><u>(2) 運用上の介入レベル (OIL: Operational Intervention Level)</u></p>
6 原子力災害対策重点区域の範囲..... - 3 -		6 原子力災害対策重点区域の範囲..... - 3 -
(1) 重点区域の範囲..... - 3 -		(1) 重点区域の範囲..... - 3 -
(2) 重点区域以外の区域への対応..... - 4 -		(2) 重点区域以外の区域への対応..... - 4 -
7 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置..... - 4 -		7 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置..... - 4 -
(1) 福島第一原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置..... - 4 -		(1) 福島第一原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置..... - 4 -
(2) 福島第二原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置..... - 4 -		(2) 福島第二原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置..... - 4 -
(3) 地域の実情に応じた防護措置..... - 7 -		(3) 地域の実情に応じた防護措置..... - 7 -
(4) 重点区域外における防護措置..... - 7 -		(4) 重点区域外における防護措置..... - 7 -
8 防災関係機関の事務又は業務の大綱..... - 7 -		8 防災関係機関の事務又は業務の大綱..... - 7 -
		<u>(1) 福島県（教育長、警察本部を除く）</u>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
	適正化	(2) 福島県教育長
		(3) 警察本部
		(4) 関係市町村
		(5) 県内市町村（関係市町村を除く）
		(6) 指定地方行政機関
		(7) 自衛隊
		(8) 関係市町村を管轄する消防本部
		(9) 県内各消防本部
		(10) 指定公共機関及び指定地方公共機関
		(11) 東京電力ホールディングス株式会社
		(12) その他の公共的団体
9 広域的な活動体制..... - 13 -		9 広域的な活動体制..... - 13 -
10 本県以外で発生した原子力災害への支援..... - 13 -		10 本県以外で発生した原子力災害への支援..... - 13 -
第2 原子力災害事前対策..... - 14 -		第2 原子力災害事前対策..... - 14 -
1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等..... - 14 -		1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等..... - 14 -
(1) 防災業務計画に関する協議..... - 14 -		(1) 防災業務計画に関する協議..... - 14 -
(2) 事業者の届出の受理等..... - 14 -		(2) 事業者の届出の受理等..... - 14 -
2 報告の徴収及び立入検査..... - 14 -		2 報告の徴収及び立入検査..... - 14 -
(1) 報告の徴収..... - 14 -		(1) 報告の徴収..... - 14 -
(2) 身分証明書の携帯..... - 14 -		(2) 身分証明書の携帯..... - 14 -
3 国との連携..... - 14 -		3 国との連携..... - 14 -
(1) 地域原子力防災協議会との連携..... - 14 -		(1) 地域原子力防災協議会との連携..... - 14 -
(2) 原子力防災専門官との連携..... - 14 -		(2) 原子力防災専門官との連携..... - 14 -
(3) 上席放射線防災専門官との連携..... - 15 -		(3) 上席放射線防災専門官との連携..... - 15 -
4 情報の収集・連絡体制及び原子力災害対策上必要な資料等の整備..... - 15 -		4 情報の収集・連絡体制及び原子力災害対策上必要な資料等の整備..... - 15 -

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
(1) 情報の収集・連絡体制の整備..... - 15 -	適正化	(1) 情報の収集・連絡体制の整備..... - 15 -
(2) 原子力災害対策上必要な資料の整備..... - 15 -		(2) 原子力災害対策上必要な資料の整備..... - 15 -
5 情報の分析整理..... - 16 -		5 情報の分析整理..... - 16 -
(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制..... - 16 -		(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制..... - 16 -
(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進..... - 16 -		(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進..... - 16 -
6 通信手段の確保..... - 16 -		6 通信手段の確保..... - 16 -
<hr style="border: 1px solid red;"/>		(1) 専用回線網の整備.....
<hr style="border: 1px solid red;"/>		(2) 通信手段・経路の多様化.....
7 緊急事態応急体制の整備..... - 17 -		7 緊急事態応急体制の整備..... - 17 -
(1) 災害対策本部、原子力現地災害対策本部体制等の整備..... - 17 -		(1) 災害対策本部、原子力現地災害対策本部体制等の整備..... - 17 -
(2) 国が行う原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の立ち上げ準備への協力体制... - 17 -		(2) 国が行う原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の立ち上げ準備への協力体制... - 17 -
(3) 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会機能班への職員派遣体制... - 17 -		(3) 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会機能班への職員派遣体制... - 17 -
(4) 自衛隊派遣要請..... - 17 -		(4) 自衛隊派遣要請..... - 17 -
(5) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請..... - 18 -		(5) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請..... - 18 -
(6) 警察災害派遣隊の派遣要請..... - 18 -		(6) 警察災害派遣隊の派遣要請..... - 18 -
(7) 原子力災害医療派遣チームの派遣要請..... - 18 -		(7) 原子力災害医療派遣チームの派遣要請..... - 18 -
(8) 広域的な応援協力体制等..... - 18 -		(8) 広域的な応援協力体制等..... - 18 -
(9) 専門家の派遣要請..... - 18 -		(9) 専門家の派遣要請..... - 18 -
(10) 長期化に備えた動員体制の整備..... - 18 -		(10) 長期化に備えた動員体制の整備..... - 18 -
(11) 防災関係機関相互の連携体制..... - 18 -		(11) 防災関係機関相互の連携体制..... - 18 -
8 緊急事態応急対策等拠点施設等の整備..... - 18 -	8 緊急事態応急対策等拠点施設等の整備..... - 18 -	
(1) 施設等の維持管理..... - 18 -	(1) 施設等の維持管理..... - 18 -	
(2) 非常用通信機器..... - 19 -	(2) 非常用通信機器..... - 19 -	
(3) 防災知識の普及..... - 19 -	(3) 防災知識の普及..... - 19 -	
9 緊急時モニタリング体制の整備..... - 19 -	9 緊急時モニタリング体制の整備..... - 19 -	

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
(1) 県の役割..... - 19 -		(1) 県の役割..... - 19 -
(2) 緊急時モニタリング計画の策定..... - 19 -		(2) 緊急時モニタリング計画の策定..... - 19 -
(3) モニタリング設備・機器の整備・維持..... - 19 -		(3) モニタリング設備・機器の整備・維持..... - 19 -
(4) モニタリング要員の確保..... - 19 -		(4) モニタリング要員の確保..... - 19 -
(5) 関係機関との協力体制の整備..... - 20 -		(5) 関係機関との協力体制の整備..... - 20 -
(6) 緊急時放射線モニタリング情報伝達ネットワークの整備・維持..... - 20 -		(6) 緊急時放射線モニタリング情報伝達ネットワークの整備・維持..... - 20 -
1 0 緊急時の住民等の被ばく線量評価体制の整備..... - 20 -		1 0 緊急時の住民等の被ばく線量評価体制の整備..... - 20 -
1 1 住民等への的確な情報伝達体制の整備..... - 20 -		1 1 住民等への的確な情報伝達体制の整備..... - 20 -
(1) 広報実施マニュアル等の整備..... - 20 -		(1) 広報実施マニュアル等の整備..... - 20 -
(2) 情報伝達設備等の整備..... - 20 -		(2) 情報伝達設備等の整備..... - 20 -
(3) 住民相談窓口の整備..... - 20 -		(3) 住民相談窓口の整備..... - 20 -
(4) 要配慮者等への広報体制の整備..... - 20 -		(4) 要配慮者等への広報体制の整備..... - 20 -
(5) 多様な広報媒体の活用..... - 20 -		(5) 多様な広報媒体の活用..... - 20 -
1 2 避難収容活動体制の整備..... - 21 -		1 2 避難収容活動体制の整備..... - 21 -
(1) 県における広域避難計画の作成..... - 21 -		(1) 県における広域避難計画の作成..... - 21 -
(2) 関係市町村における避難計画の作成..... - 21 -		(2) 関係市町村における避難計画の作成..... - 21 -
(3) 要配慮者等の避難にかかる取組..... - 23 -		(3) 要配慮者等の避難にかかる取組..... - 23 -
(4) 学校施設等における避難計画..... - 23 -		(4) 学校施設等における避難計画..... - 23 -
(5) 病院・社会福祉施設等における避難計画..... - 23 -		(5) 病院・社会福祉施設等における避難計画..... - 23 -
(6) 不特定多数の者が利用する施設における避難計画..... - 24 -		(6) 不特定多数の者が利用する施設における避難計画..... - 24 -
(7) 県有施設における避難計画..... - 24 -		(7) 県有施設における避難計画..... - 24 -
(8) 避難受入市町村の体制整備..... - 24 -		(8) 避難受入市町村の体制整備..... - 24 -
(9) 避難に係る諸整備..... - 24 -		(9) 避難に係る諸整備..... - 24 -
1 3 飲食物の摂取制限及び出荷制限..... - 24 -		1 3 飲食物の摂取制限及び出荷制限..... - 24 -
(1) 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備..... - 24 -		(1) 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備..... - 24 -

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
(2) 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保..... - 24 -		(2) 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保..... - 24 -
1 4 緊急輸送活動体制の整備..... - 24 -		1 4 緊急輸送活動体制の整備..... - 24 -
(1) 緊急輸送路の確保体制等の整備..... - 24 -		(1) 緊急輸送路の確保体制等の整備..... - 24 -
(2) 専門家の移送体制の整備..... - 25 -		(2) 専門家の移送体制の整備..... - 25 -
1 5 原子力災害医療体制の整備..... - 25 -		1 5 原子力災害医療体制の整備..... - 25 -
(1) 原子力災害医療体制の整備..... - 25 -		(1) 原子力災害医療体制の整備..... - 25 -
(2) 原子力災害医療行動計画の整備..... - 26 -		(2) 原子力災害医療行動計画の整備..... - 26 -
(3) 医療活動用資機材等の整備..... - 26 -		(3) 医療活動用資機材等の整備..... - 26 -
(4) 医療関係者等の参加・連携による体制の構築..... - 26 -		(4) 医療関係者等の参加・連携による体制の構築..... - 26 -
1 6 消防活動体制等の整備..... - 26 -		1 6 消防活動体制等の整備..... - 26 -
(1) 救助・救急活動用資機材の整備..... - 26 -		(1) 救助・救急活動用資機材の整備..... - 26 -
(2) 消火活動用資機材等の整備..... - 26 -		(2) 消火活動用資機材等の整備..... - 26 -
1 7 <u>防災業務関係者</u> の安全確保のための資機材等の整備..... - 26 -	原子力規制庁	1 7 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u> の安全確保のための資機材等の整備..... - 26 -
(1) 資機材の整備..... - 26 -	連絡事項	(1) 資機材の整備..... - 26 -
(2) 情報交換..... - 27 -		(2) 情報交換..... - 27 -
1 8 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信... - 27 -		1 8 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信... - 27 -
(1) 住民に対する知識の普及と啓発..... - 27 -		(1) 住民に対する知識の普及と啓発..... - 27 -
(2) 防災教育の充実..... - 27 -		(2) 防災教育の充実..... - 27 -
(3) 要配慮者等への配慮..... - 27 -		(3) 要配慮者等への配慮..... - 27 -
(4) 災害文化の継承..... - 27 -	適正化	(4) 災害教訓の継承..... - 27 -
(5) 国際的な情報発信..... - 27 -		(5) 国際的な情報発信..... - 27 -
1 9 <u>防災業務関係者</u> に対する教育..... - 28 -	原子力規制庁	1 9 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u> に対する教育..... - 28 -
2 0 原子力防災に関する訓練..... - 28 -	連絡事項	2 0 原子力防災に関する訓練..... - 28 -
(1) 訓練の実施..... - 28 -		(1) 訓練の実施..... - 28 -
(2) 実践的な訓練の工夫と事後評価..... - 28 -		(2) 実践的な訓練の工夫と事後評価..... - 28 -

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
2 1 原子力発電所上空の飛行規制..... - 29 -		2 1 原子力発電所上空の飛行規制..... - 28 -
(1) 国の規制措置..... - 29 -		(1) 国の規制措置..... - 29 -
(2) 事業者の措置..... - 29 -		(2) 事業者の措置..... - 29 -
2 2 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応..... - 29 -		2 2 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応..... - 29 -
2 3 重点区域以外の区域に対する体制の整備..... - 29 -		2 3 重点区域以外の区域に対する体制の整備..... - 29 -
2 4 特定事象未満の事象に対する体制の整備..... - 29 -		2 4 特定事象未満の事象に対する体制の整備..... - 29 -
2 5 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備..... - 30 -		2 5 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備..... - 30 -
(1) 県民の安全確保のための対応..... - 30 -		(1) 県民の安全確保のための対応..... - 30 -
(2) 災害が発生した都道府県への応援..... - 30 -		(2) 災害が発生した都道府県への応援..... - 30 -
(3) 災害が発生した都道府県からの避難者受入..... - 30 -		(3) 災害が発生した都道府県からの避難者受入..... - 30 -
2 6 計画に基づく行動マニュアル等の整備..... - 30 -		2 6 計画に基づく行動マニュアル等の整備..... - 30 -
2 7 原子力災害事前対策の整備状況の報告・公表..... - 30 -		2 7 原子力災害事前対策の整備状況の報告・公表..... - 30 -
第3 緊急事態応急対策..... - 31 -		第3 緊急事態応急対策..... - 31 -
1 事故状況の把握及び連絡..... - 31 -		1 事故状況の把握及び連絡..... - 31 -
(1) 情報収集事態が発生した場合..... - 31 -		(1) 情報収集事態が発生した場合..... - 31 -
(2) 警戒事態が発生した場合..... - 31 -		(2) 警戒事態が発生した場合..... - 31 -
(3) 施設敷地緊急事態が発生した場合..... - 32 -		(3) 施設敷地緊急事態が発生した場合..... - 32 -
(4) 全面緊急事態が発生した場合..... - 33 -		(4) 全面緊急事態が発生した場合..... - 33 -
(5) 県内市町村等に対する情報提供..... - 35 -		(5) 県内市町村等に対する情報提供..... - 35 -
2 一般回線が使用できない場合の対処..... - 35 -		2 一般回線が使用できない場合の対処..... - 35 -
3 活動体制の確立..... - 38 -		3 活動体制の確立..... - 38 -
(1) 県災害対策本部の設置基準..... - 38 -		(1) 県災害対策本部の設置基準..... - 38 -
(2) 災害対策本部における活動..... - 38 -		(2) 災害対策本部における活動..... - 38 -
(3) 災害対策本部の組織及び各班の事務分掌..... - 39 -		(3) 災害対策本部の組織及び各班の事務分掌..... - 39 -
(4) 原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部..... - 56 -		(4) 原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部..... - 56 -

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
(5) 専門家等の派遣要請等..... - 59 -		(5) 専門家等の派遣要請等..... - 59 -
(6) 応援要請及び職員の派遣要請等..... - 59 -		(6) 応援要請及び職員の派遣要請等..... - 59 -
(7) 自衛隊の派遣要請..... - 59 -		(7) 自衛隊の派遣要請..... - 59 -
(8) 市町村災害対策本部の設置..... - 59 -		(8) 市町村災害対策本部の設置..... - 59 -
4 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における活動..... - 60 -		4 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における活動..... - 60 -
(1) 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の設営準備への協力..... - 60 -		(1) 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の設営準備への協力..... - 60 -
(2) 現地事故対策連絡会議への職員派遣..... - 60 -		(2) 現地事故対策連絡会議への職員派遣..... - 60 -
(3) 原子力災害合同対策協議会への出席..... - 60 -		(3) 原子力災害合同対策協議会への出席..... - 60 -
(4) 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における機能班での活動..... - 60 -		(4) 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における機能班での活動..... - 60 -
5 住民等に対する指示の伝達と広報..... - 61 -		5 住民等に対する指示の伝達と広報..... - 61 -
(1) 周辺地域の住民等に対する指示の伝達と広報..... - 61 -		(1) 周辺地域の住民等に対する指示の伝達と広報..... - 61 -
(2) 周辺海域の船舶等に対する指示の伝達と広報..... - 62 -		(2) 周辺海域の船舶等に対する指示の伝達と広報..... - 62 -
(3) (1) 及び (2) 以外の地域に対する指示の伝達と広報..... - 62 -		(3) (1) 及び (2) 以外の地域に対する指示の伝達と広報..... - 62 -
(4) 隣接県への通報..... - 62 -		(4) 隣接県への通報..... - 62 -
(5) 問い合わせ窓口の設置..... - 62 -		(5) 問い合わせ窓口の設置..... - 62 -
(6) 住民等に対する広報及び指示伝達系統図..... - 63 -		(6) 住民等に対する広報及び指示伝達系統図..... - 63 -
6 緊急時モニタリング..... - 64 -		6 緊急時モニタリング..... - 64 -
(1) 緊急時モニタリング体制..... - 64 -		(1) 緊急時モニタリング体制..... - 64 -
(2) 緊急時モニタリング活動..... - 65 -		(2) 緊急時モニタリング活動..... - 65 -
(3) 測定結果等の共有..... - 66 -		(3) 測定結果等の共有..... - 66 -
(4) 緊急時モニタリング実施のための通信連絡..... - 66 -		(4) 緊急時モニタリング実施のための通信連絡..... - 66 -
(5) 県内各地における空間 <u>線量率</u> 等の測定..... - 66 -	適正化	(5) 県内各地における空間 <u>放射線量率</u> 等の測定..... - 66 -
7 避難及び屋内退避..... - 66 -		7 避難及び屋内退避..... - 66 -
(1) 速やかな住民避難のための準備..... - 66 -		(1) 速やかな住民避難のための準備..... - 66 -
(2) 避難及び屋内退避等の防護措置の実施..... - 66 -		(2) 避難及び屋内退避等の防護措置の実施..... - 66 -

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
(3) 避難及び屋内退避..... - 68 -		(3) 避難及び屋内退避..... - 68 -
(4) 情報提供等..... - 68 -		(4) 情報提供等..... - 68 -
(5) 広域避難に係る調整..... - 68 -		(5) 広域避難に係る調整..... - 68 -
(6) 指定避難所の設置..... - 69 -		(6) 指定避難所の設置..... - 69 -
(7) 要配慮者への配慮等..... - 70 -		(7) 要配慮者への配慮等..... - 70 -
(8) 学校等施設における避難措置..... - 71 -		(8) 学校等施設における避難措置..... - 71 -
(9) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置..... - 71 -		(9) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置..... - 71 -
(10) 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置..... - 71 -		(10) 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置..... - 71 -
(11) 飲食物、生活必需品等の供給..... - 72 -		(11) 飲食物、生活必需品等の供給..... - 72 -
8 犯罪の予防等社会秩序の維持..... - 72 -		8 犯罪の予防等社会秩序の維持..... - 72 -
9 飲食物の摂取制限及び出荷制限..... - 72 -		9 飲食物の摂取制限及び出荷制限..... - 72 -
(1) 避難指示区域の住民に対する飲食物の摂取制限..... - 72 -		(1) 避難指示区域の住民に対する飲食物の摂取制限..... - 72 -
(2) 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限..... - 72 -		(2) 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限..... - 72 -
(3) 農林水産物の採取及び出荷制限..... - 73 -		(3) 農林水産物の採取及び出荷制限..... - 73 -
(4) 飲料水及び飲食物の供給..... - 73 -		(4) 飲料水及び飲食物の供給..... - 73 -
10 原子力災害医療活動..... - 73 -		10 原子力災害医療活動..... - 73 -
(1) 原子力災害医療活動の基本的体制..... - 73 -		(1) 原子力災害医療活動の基本的体制..... - 73 -
(2) 県災害対策本部体制下における原子力災害医療体制..... - 75 -		(2) 県災害対策本部体制下における原子力災害医療体制..... - 75 -
(3) 原子力災害医療活動の実施..... - 78 -		(3) 原子力災害医療活動の実施..... - 78 -
(4) 安定ヨウ素剤の服用..... - 79 -		(4) 安定ヨウ素剤の服用..... - 79 -
(5) メンタルヘルス対策..... - 79 -		(5) メンタルヘルス対策..... - 79 -
11 救助・救急・消火活動..... - 80 -		11 救助・救急・消火活動..... - 80 -
(1) 資機材の確保..... - 80 -		(1) 資機材の確保..... - 80 -
(2) 応援要請..... - 80 -		(2) 応援要請..... - 80 -
(3) 緊急消防援助隊等への応援要請..... - 80 -		(3) 緊急消防援助隊等への応援要請..... - 80 -

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
1 2 緊急輸送活動..... - 81 -		1 2 緊急輸送活動..... - 81 -
(1) 緊急輸送の順位..... - 81 -		(1) 緊急輸送の順位..... - 81 -
(2) 緊急輸送の範囲..... - 81 -		(2) 緊急輸送の範囲..... - 81 -
(3) 緊急輸送体制の確立..... - 81 -		(3) 緊急輸送体制の確立..... - 81 -
(4) 緊急輸送のための交通確保..... - 81 -		(4) 緊急輸送のための交通確保..... - 81 -
1 3 <u>防災業務関係者</u> の安全確保..... - 82 -	原子力規制庁 連絡事項	1 3 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u> の安全確保..... - 82 -
(1) <u>防災業務関係者</u> の安全確保方針..... - 82 -		(1) <u>緊急事態応急対策に従事する者</u> の安全確保方針..... - 82 -
(2) <u>防災業務関係者</u> の放射線防護に係る指標..... - 82 -		(2) <u>緊急事態応急対策に従事する者</u> の放射線防護に係る指標..... - 82 -
(3) 防護対策..... - 82 -		(3) 防護対策..... - 82 -
(4) <u>防災業務関係者</u> の被ばく管理..... - 82 -		(4) <u>緊急事態応急対策に従事する者</u> の被ばく管理..... - 82 -
(5) 防護資機材の確保..... - 82 -		(5) 防護資機材の確保..... - 82 -
(6) 防災関係機関との情報交換..... - 83 -		(6) 防災関係機関との情報交換..... - 83 -
1 4 原子力被災者生活支援チームとの連携..... - 83 -		1 4 原子力被災者生活支援チームとの連携..... - 83 -
1 5 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策..... - 83 -		1 5 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策..... - 83 -
第4 原子力災害中長期対策..... - 84 -		第4 原子力災害中長期対策..... - 83 -
1 放射性物質による環境汚染への対処..... - 84 -		1 放射性物質による環境汚染への対処..... - 84 -
2 緊急事態解除宣言後の対応..... - 84 -		2 緊急事態解除宣言後の対応..... - 84 -
(1) 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定..... - 84 -		(1) 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定..... - 84 -
(2) 各種制限措置の解除..... - 84 -		(2) 各種制限措置の解除..... - 84 -
3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表..... - 84 -		3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表..... - 84 -
4 心身の健康相談体制の整備..... - 84 -		4 心身の健康相談体制の整備..... - 84 -
5 災害地域住民に係る記録等の作成..... - 84 -		5 災害地域住民に係る記録等の作成..... - 84 -
(1) 災害地域住民の記録..... - 84 -		(1) 災害地域住民の記録..... - 84 -
(2) 影響調査の実施..... - 84 -		(2) 影響調査の実施..... - 84 -
(3) 災害対策措置状況の記録..... - 84 -		(3) 災害対策措置状況の記録..... - 84 -

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
6 適正な流通の促進..... - 85 -		6 適正な流通の促進..... - 85 -
(1) 風評被害等の影響の軽減..... - 85 -		(1) 風評被害等の影響の軽減..... - 85 -
(2) 物価の監視..... - 85 -		(2) 物価の監視..... - 85 -
7 被災者等の生活再建等の支援..... - 85 -		7 被災者等の生活再建等の支援..... - 85 -
(1) 被災者等の生活再建への支援..... - 85 -		(1) 被災者等の生活再建への支援..... - 85 -
(2) 相談窓口の設置等..... - 85 -		(2) 相談窓口の設置等..... - 85 -
(3) 生活再建の推進..... - 85 -		(3) 生活再建の推進..... - 85 -
8 被災中小企業等に対する支援..... - 85 -		8 被災中小企業等に対する支援..... - 85 -
9 復旧・復興事業からの暴力団排除..... - 85 -		9 復旧・復興事業からの暴力団排除..... - 85 -
10 災害対策本部の解散..... - 85 -		10 災害対策本部の解散..... - 85 -

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>第2 原子力災害事前対策 (1～5 略)</p> <p>6 通信手段の確保</p> <p>県は、国、関係市町村及び原子力事業者と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に必要な諸設備等を整備し、その操作方法等について習熟に努めるものとする。</p> <p>なお、通信手段の整備に当たっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努めるものとする。</p> <p><u>ア</u> 専用回線網の整備</p> <p><u>(7)</u> 県と国、関係市町村との間の専用回線網の整備</p> <p>県〔危機管理総室〕は、国及び関係市町村との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p><u>(4)</u> 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）との間の専用回線網の整備</p> <p>県〔危機管理総室〕は、国と連携し、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）と県及び関係市町村との間の通信連絡のための専用回線網等の整備・維持に努めるものとする。</p> <p><u>イ</u> 通信手段・経路の多様化</p> <p><u>(7)</u> 県総合情報通信ネットワーク（防災行政無線）の原子力防災への活用</p> <p>県〔危機管理総室〕は、県総合情報通信ネットワークの原子力防災への活用に努めるものとする。</p> <p><u>(4)</u> 機動性のある緊急通信手段の確保</p> <p>県〔危機管理総室〕は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。</p> <p>また、さらに非常用通信機器の整備及び防災関係機関への整備促進に努めるものとする。</p> <p><u>(7)</u> 多様な情報収集・伝達システムの整備</p>	<p>適正化</p>	<p>第2 原子力災害事前対策 (1～5 略)</p> <p>6 通信手段の確保</p> <p>県は、国、関係市町村及び原子力事業者と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に必要な諸設備等を整備し、その操作方法等について習熟に努めるものとする。</p> <p>なお、通信手段の整備に当たっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努めるものとする。</p> <p><u>(1)</u> 専用回線網の整備</p> <p><u>ア</u> 県と国、関係市町村との間の専用回線網の整備</p> <p>県〔危機管理総室〕は、国及び関係市町村との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p><u>イ</u> 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）との間の専用回線網の整備</p> <p>県〔危機管理総室〕は、国と連携し、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）と県及び関係市町村との間の通信連絡のための専用回線網等の整備・維持に努めるものとする。</p> <p><u>(2)</u> 通信手段・経路の多様化</p> <p><u>ア</u> 県総合情報通信ネットワーク（防災行政無線）の原子力防災への活用</p> <p>県〔危機管理総室〕は、県総合情報通信ネットワークの原子力防災への活用に努めるものとする。</p> <p><u>イ</u> 機動性のある緊急通信手段の確保</p> <p>県〔危機管理総室〕は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。</p> <p>また、さらに非常用通信機器の整備及び防災関係機関への整備促進に努めるものとする。</p> <p><u>ウ</u> 多様な情報収集・伝達システムの整備</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>県〔危機管理総室〕及び警察本部は、被災現場の災害情報を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビシステムの構築等による画像情報の収集と活用に努めるものとする。</p> <p><u>エ</u> 災害時優先電話等の活用</p> <p>県〔危機管理総室〕及び警察本部は、NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、必要に応じて通信事業者に対して、移動基地局車両の派遣要請など緊急措置について事前に調整するものとする。</p> <p><u>カ</u> 非常用電源等の確保</p> <p>県〔危機管理総室、文書管財総室〕及び警察本部は、関係市町村及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。</p> <p>また、必要に応じて電気事業者に対して電源車の派遣要請など緊急措置について事前に調整するものとする。</p> <p><u>キ</u> 保守点検の実施</p> <p>県〔危機管理総室、文書管財総室〕及び警察本部は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこととする。</p> <p>（7～11 略）</p> <p>12 避難収容活動体制の整備</p> <p>県は、原子力災害による避難は市町村域を超えた広域的なものであることや、長期に渡るという特殊性を十分に理解し、市町村及び学校、社会福祉施設、病院等と協力し、主体的に県民等に対する避難収容活動体制の整備・充実に努めるものとする。</p> <p>（12（1） 略）</p>	適正化	<p>県〔危機管理総室〕及び警察本部は、被災現場の災害情報を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビシステムの構築等による画像情報の収集と活用に努めるものとする。</p> <p><u>エ</u> 災害時優先電話等の活用</p> <p>県〔危機管理総室〕及び警察本部は、NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、必要に応じて通信事業者に対して、移動基地局車両の派遣要請など緊急措置について事前に調整するものとする。</p> <p><u>カ</u> 非常用電源等の確保</p> <p>県〔危機管理総室、文書管財総室〕及び警察本部は、関係市町村及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。</p> <p>また、必要に応じて電気事業者に対して電源車の派遣要請など緊急措置について事前に調整するものとする。</p> <p><u>キ</u> 保守点検の実施</p> <p>県〔危機管理総室、文書管財総室〕及び警察本部は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこととする。</p> <p>（7～11 略）</p> <p>12 避難収容活動体制の整備</p> <p>県は、原子力災害による避難は市町村域を超えた広域的なものであることや、長期に渡るという特殊性を十分に理解し、市町村及び学校、社会福祉施設、病院等と協力し、主体的に県民等に対する避難収容活動体制の整備・充実に努めるものとする。</p> <p>（12（1） 略）</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>(2) 関係市町村における避難計画の作成</p> <p>関係市町村は、原災法第 15 条に基づく全面緊急事態において、住民避難（コンクリート建物への屋内退避を含む）、屋内退避等の指示又は独自の判断に基づき、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定するものとする。</p> <p>避難計画の策定に当たって、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）を有する関係市町村は、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難可能な体制を構築するものとし、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）を有する関係市町村は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の住民避難の先行避難が円滑に実施できるよう配慮した避難計画を策定するものとする。</p> <p>なお、避難所は避難先からの更なる避難を避けるため、重点区域外の市町村に確保するものとする。</p> <p>県〔危機管理総室〕は、国、関係機関及び原子力事業所の協力の下、広域避難計画の策定等を通じて関係市町村における避難計画の作成について、支援するものとする。</p> <p>ア 避難等に関する指標</p> <p>屋内退避及び避難等に関する指標については、国及び原子力事業者が定めるところによるものとする。</p> <p>イ 避難等の指示の伝達方法</p> <p>住民等への指示の伝達については、関係市町村において定める広報実施マニュアル等によるほか、次に掲げる事項について考慮するものとする。</p> <p>(ア) 住民、一般事業所等については、防災行政無線、ファクシミリ、広報車等による他、要配慮者に対する戸別訪問等の方法について定めるものとする。</p> <p>(イ) 観光施設等においては、施設管理者への連絡方法、利用者への伝達方法等について確認しておくものとする。</p> <p>ウ 一時集合場所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者</p> <p>一時集合場所等の設置については、次に掲げる項目について検討するものとする。</p>		<p>(2) 関係市町村における避難計画の作成</p> <p>関係市町村は、原災法第 15 条に基づく全面緊急事態において、住民避難（コンクリート建物への屋内退避を含む）、屋内退避等の指示又は独自の判断に基づき、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定するものとする。</p> <p>避難計画の策定に当たって、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）を有する関係市町村は、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難可能な体制を構築するものとし、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）を有する関係市町村は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の住民避難の先行避難が円滑に実施できるよう配慮した避難計画を策定するものとする。</p> <p>なお、避難所は避難先からの更なる避難を避けるため、重点区域外の市町村に確保するものとする。</p> <p>県〔危機管理総室〕は、国、関係機関及び原子力事業所の協力の下、広域避難計画の策定等を通じて関係市町村における避難計画の作成について、支援するものとする。</p> <p>ア 避難等に関する指標</p> <p>屋内退避及び避難等に関する指標については、国及び原子力事業者が定めるところによるものとする。</p> <p>イ 避難等の指示の伝達方法</p> <p>住民等への指示の伝達については、関係市町村において定める広報実施マニュアル等によるほか、次に掲げる事項について考慮するものとする。</p> <p>(ア) 住民、一般事業所等については、防災行政無線、ファクシミリ、広報車等による他、要配慮者に対する戸別訪問等の方法について定めるものとする。</p> <p>(イ) 観光施設等においては、施設管理者への連絡方法、利用者への伝達方法等について確認しておくものとする。</p> <p>ウ 一時集合場所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者</p> <p>一時集合場所等の設置については、次に掲げる項目について検討するものとする。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>(ア) 住民等の一時集合場所については、行政区等を考慮し地区公民館、集会所等を指定するものとし、施設毎に行政区の長等を責任者として指定するものとする。</p> <p>(イ) 一般事業所等については、一時集合場所への移動の有無について検討しておくものとする。</p> <p>エ 指定避難所及びコンクリート建物の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者 避難のための施設及びコンクリート建物については、次に掲げる項目を考慮するものとする。</p> <p>(ア) 指定避難所の選定 関係市町村は、県が定める広域避難計画に基づきあらかじめ指定避難所を定めるものとする。</p> <p>(イ) コンクリート建物の把握 関係市町村は、コンクリート建物への屋内退避に適する施設についてあらかじめ把握しておくものとする。</p> <p>オ 避難中継所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者 関係市町村は、避難中継所に適した施設についてあらかじめ避難先市町村等と調整するものとする。</p> <p>カ 一時集合場所及び指定避難所への経路及び移動方法 関係市町村は、県が定める広域避難計画を考慮してあらかじめ避難経路を定めておくものとする。</p> <p>キ 避難状況の確認体制 避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制について整備しておくものとする。</p> <p>ク 住民輸送に関する事項 関係市町村は、住民等の避難誘導・移送のために次に掲げる事項について整備等に努めるものとする。</p> <p>(ア) 輸送車両の数</p> <p>(イ) 輸送の経路</p>		<p>(ア) 住民等の一時集合場所については、行政区等を考慮し地区公民館、集会所等を指定するものとし、施設毎に行政区の長等を責任者として指定するものとする。</p> <p>(イ) 一般事業所等については、一時集合場所への移動の有無について検討しておくものとする。</p> <p>エ 指定避難所及びコンクリート建物の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者 避難のための施設及びコンクリート建物については、次に掲げる項目を考慮するものとする。</p> <p>(ア) 指定避難所の選定 関係市町村は、県が定める広域避難計画に基づきあらかじめ指定避難所を定めるものとする。</p> <p>(イ) コンクリート建物の把握 関係市町村は、コンクリート建物への屋内退避に適する施設についてあらかじめ把握しておくものとする。</p> <p>オ 避難中継所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者 関係市町村は、避難中継所に適した施設についてあらかじめ避難先市町村等と調整するものとする。</p> <p>カ 一時集合場所及び指定避難所への経路及び移動方法 関係市町村は、県が定める広域避難計画を考慮してあらかじめ避難経路を定めておくものとする。</p> <p>キ 避難状況の確認体制 避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制について整備しておくものとする。</p> <p>ク 住民輸送に関する事項 関係市町村は、住民等の避難誘導・移送のために次に掲げる事項について整備等に努めるものとする。</p> <p>(ア) 輸送車両の数</p> <p>(イ) 輸送の経路</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>(ウ) その他避難に必要な資機材等</p> <p>ケ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>負傷者に対する応急救護については、県保健医療福祉調整本部及び県保健医療福祉調整地方本部の救護チーム等によるものとするが、救護チームの配置については、関係市町村が県〔健康衛生総室、危機管理総室〕と調整して定めるものとする。</p> <p>(ア) 給水措置</p> <p>(イ) 給食措置</p> <p>(ウ) 毛布、寝具等の支給</p> <p>(エ) <u>衣類、日用</u>必需品の支給</p> <p>(オ) 負傷者に対する応急救護</p> <p>(カ) ペットとの同行避難のためのケージ等の支援</p> <p>コ 指定避難所の管理に関する事項</p> <p>指定避難所の管理・運営責任者については、原則として関係市町村職員を指定するものとする。</p> <p>(ア) 避難所の管理・運営責任者及び運営方法</p> <p>(イ) 避難受入中の秩序保持</p> <p>(ウ) 避難者に対する災害情報の伝達</p> <p>(エ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底</p> <p>(オ) 避難者に対する各種相談業務</p> <p>サ 要配慮者に対する救援措置に関する事項</p> <p>関係市町村は、要配慮者を適切に誘導するため、周辺住民、自主防災組織及び地域団体等の協力を得て、次に掲げる事項について避難誘導、移送体制を整備するものとする。</p> <p>なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。</p> <p>(ア) 情報の伝達方法</p> <p>(イ) 避難及び避難誘導</p>	<p>地域防災計画 （一般災害対策編）に合わせる修正</p>	<p>(ウ) その他避難に必要な資機材等</p> <p>ケ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>負傷者に対する応急救護については、県保健医療福祉調整本部及び県保健医療福祉調整地方本部の救護チーム等によるものとするが、救護チームの配置については、関係市町村が県〔健康衛生総室、危機管理総室〕と調整して定めるものとする。</p> <p>(ア) 給水措置</p> <p>(イ) 給食措置</p> <p>(ウ) 毛布、寝具等の支給</p> <p>(エ) <u>生活</u>必需品の支給</p> <p>(オ) 負傷者に対する応急救護</p> <p>(カ) ペットとの同行避難のためのケージ等の支援</p> <p>コ 指定避難所の管理に関する事項</p> <p>指定避難所の管理・運営責任者については、原則として関係市町村職員を指定するものとする。</p> <p>(ア) 避難所の管理・運営責任者及び運営方法</p> <p>(イ) 避難受入中の秩序保持</p> <p>(ウ) 避難者に対する災害情報の伝達</p> <p>(エ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底</p> <p>(オ) 避難者に対する各種相談業務</p> <p>サ 要配慮者に対する救援措置に関する事項</p> <p>関係市町村は、要配慮者を適切に誘導するため、周辺住民、自主防災組織及び地域団体等の協力を得て、次に掲げる事項について避難誘導、移送体制を整備するものとする。</p> <p>なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。</p> <p>(ア) 情報の伝達方法</p> <p>(イ) 避難及び避難誘導</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(13 略)</p> <p>14 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>(1) 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>ア 県〔危機管理総室、道路総室〕は、緊急輸送路の多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。</p> <p>また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>イ 警察本部は、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、警察本部は、緊急時の<u>通行</u>規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。</p> <p>ウ 警察本部は、警察庁と協力し、緊急時において<u>道路通行</u>規制が実施された場合の運転者の義務等について、運転者等に対し周知を図るものとする。</p> <p>エ 警察本部は、警察庁と協力し、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>オ 県〔危機管理総室〕及び警察本部は、国及び関係市町村の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。</p> <p>カ 県〔危機管理総室〕は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するととも</p>	<p>適正化</p> <p>適正化</p>	<p>給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(13 略)</p> <p>14 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>(1) 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>ア 県〔危機管理総室、道路総室〕は、緊急輸送路の多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。</p> <p>また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>イ 警察本部は、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、警察本部は、緊急時の<u>交通</u>規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。</p> <p>ウ 警察本部は、警察庁と協力し、緊急時において<u>交通</u>規制が実施された場合の運転者の義務等について、運転者等に対し周知を図るものとする。</p> <p>エ 警察本部は、警察庁と協力し、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>オ 県〔危機管理総室〕及び警察本部は、国及び関係市町村の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。</p> <p>カ 県〔危機管理総室〕は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するととも</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>に、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。</p> <p>キ 県〔危機管理総室〕は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p>ク 県〔危機管理総室〕は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>ケ 県〔危機管理総室〕は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後____、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p> <p>コ 県〔危機管理総室〕は、緊急輸送活動を行う指定地方公共機関等に対し、事故や放射線に関する情報提供、防護資機材の貸与を行い、円滑な輸送を図るものとする。</p> <p>(2) 専門家の移送体制の整備</p> <p>県〔危機管理総室、健康衛生総室〕は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(15 (2) ~ 16 略)</p>	<p>災害対策基本法 施行令の改正</p>	<p>に、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。</p> <p>キ 県〔危機管理総室〕は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p>ク 県〔危機管理総室〕は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>ケ 県〔危機管理総室〕は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための確認申出制度が適用され、発災前後を問わず、当該車両に対して緊急通行車両標章が交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも確認申出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p> <p>コ 県〔危機管理総室〕は、緊急輸送活動を行う指定地方公共機関等に対し、事故や放射線に関する情報提供、防護資機材の貸与を行い、円滑な輸送を図るものとする。</p> <p>(2) 専門家の移送体制の整備</p> <p>県〔危機管理総室、健康衛生総室〕は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(15 (2) ~ 16 略)</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>1 7 <u>防災業務関係者</u>の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 資機材の整備</p> <p>県〔危機管理総室、健康衛生総室〕及び警察本部は、国、関係市町村_____と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材を整備するものとする。</p> <p>(2) 情報交換</p> <p>県〔危機管理総室〕は、被ばくの可能性がある環境下で活動する<u>防災業務関係者</u>の安全確保のため、平常時より、国、関係市町村、防災関係機関及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>(1 8 略)</p> <p>1 9 <u>防災業務関係者</u>に対する教育</p> <p>県〔危機管理総室〕及び関係市町村は、緊急事態 応急対策の円滑な実施を図るため、<u>防災業務関係者</u>に対して、国等が実施する研修を積極的に活用するとともに、国等と連携して次に掲げる教育を実施するものとする。</p> <p>また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。</p> <p>(1) 原子力防災体制及び組織に関すること。</p> <p>(2) 原子力施設の概要に関すること。</p> <p>(3) 原子力災害とその特性に関すること。</p> <p>(4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。</p> <p>(5) モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報の活用に関すること。</p> <p>(6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。</p>	<p>原子力規制庁 連絡事項</p> <p>防災基本計画 の修正</p> <p>原子力規制庁 連絡事項</p> <p>原子力規制庁 連絡事項</p>	<p>1 7 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 資機材の整備</p> <p>県〔危機管理総室、健康衛生総室〕及び警察本部は、国、関係市町村、<u>指定公共機関、指定地方公共機関</u>と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材を整備するものとする。</p> <p>(2) 情報交換</p> <p>県〔危機管理総室〕は、被ばくの可能性がある環境下で活動する<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のため、平常時より、国、関係市町村、防災関係機関及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>(1 8 略)</p> <p>1 9 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>に対する教育</p> <p>県〔危機管理総室〕及び関係市町村は、緊急事態 応急対策の円滑な実施を図るため、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>に対して、国等が実施する研修を積極的に活用するとともに、国等と連携して次に掲げる教育を実施するものとする。</p> <p>また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。</p> <p>(1) 原子力防災体制及び組織に関すること。</p> <p>(2) 原子力施設の概要に関すること。</p> <p>(3) 原子力災害とその特性に関すること。</p> <p>(4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。</p> <p>(5) モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報の活用に関すること。</p> <p>(6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>(7) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容。</p> <p>(8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関する事。</p> <p>(9) 原子力災害医療活動（応急手当を含む）に関する事。</p> <p>(10) その他緊急時対応に関する事。</p> <p>20 原子力防災に関する訓練</p> <p>(1) 訓練の実施</p> <p>県〔危機管理総室〕、関係市町村及び防災関係機関は、国、事業者等の協力の下、相互の連携及び防災対策の確立と関係職員の防災技術の向上を図るため、次に掲げる訓練を定期的実施するものとする。</p> <p>ア 緊急時通信連絡訓練</p> <p>イ 災害対策本部等の設置運営訓練</p> <p>ウ 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）への参集、運営訓練</p> <p>エ 緊急時モニタリング訓練</p> <p>オ 原子力災害医療活動訓練</p> <p>カ 広報訓練</p> <p>キ 住民避難訓練</p> <p>ク <u>通行</u>規制、立入制限訓練</p> <p>ケ ア～クの要素を組み合わせた訓練</p> <p>コ 原災法第13条に基づく総合的な防災訓練</p> <p>(20(2)～27 略)</p>	適正化	<p>(7) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容。</p> <p>(8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関する事。</p> <p>(9) 原子力災害医療活動（応急手当を含む）に関する事。</p> <p>(10) その他緊急時対応に関する事。</p> <p>20 原子力防災に関する訓練</p> <p>(1) 訓練の実施</p> <p>県〔危機管理総室〕、関係市町村及び防災関係機関は、国、事業者等の協力の下、相互の連携及び防災対策の確立と関係職員の防災技術の向上を図るため、次に掲げる訓練を定期的実施するものとする。</p> <p>ア 緊急時通信連絡訓練</p> <p>イ 災害対策本部等の設置運営訓練</p> <p>ウ 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）への参集、運営訓練</p> <p>エ 緊急時モニタリング訓練</p> <p>オ 原子力災害医療活動訓練</p> <p>カ 広報訓練</p> <p>キ 住民避難訓練</p> <p>ク <u>交通</u>規制、立入制限訓練</p> <p>ケ ア～クの要素を組み合わせた訓練</p> <p>コ 原災法第13条に基づく総合的な防災訓練</p> <p>(20(2)～27 略)</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新																														
<p>第3 緊急事態応急対策</p> <p>(1～2 略)</p> <p>3 活動体制の確立</p> <p>(1) 職員の設置基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">配備区分</th> <th style="width: 40%;">配備体制</th> <th style="width: 45%;">配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒配備</td> <td>関係各部総室の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 〔情報収集・連絡体制〕</td> <td>1 原子力災害に関し、危機管理部政策監が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>特別警戒配備</td> <td>関係部（局）の部（局）筆頭総室筆頭課長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する体制とする。 〔応急対策準備体制〕</td> <td>1 原子力事業所の所在地域及びその周辺において情報収集事態(※)に該当する事象が発生したとき。 2 その他特に危機管理部長が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>特別警戒本部体制</td> <td>関係部（局）長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 〔応急対策体制〕</td> <td>1 原子力事業所の所在地域または原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生したとき。 2 その他特に副知事が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>激甚な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に</td> <td>1 原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生し、知事が必要と</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備体制	配備時期	警戒配備	関係各部総室の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 〔情報収集・連絡体制〕	1 原子力災害に関し、危機管理部政策監が必要と認めたとき。	特別警戒配備	関係部（局）の部（局）筆頭総室筆頭課長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する体制とする。 〔応急対策準備体制〕	1 原子力事業所の所在地域及びその周辺において情報収集事態(※)に該当する事象が発生したとき。 2 その他特に危機管理部長が必要と認めたとき。	特別警戒本部体制	関係部（局）長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 〔応急対策体制〕	1 原子力事業所の所在地域または原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生したとき。 2 その他特に副知事が必要と認めたとき。	災害対策本部体制	激甚な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に	1 原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生し、知事が必要と	<p>適正化</p>	<p>第3 緊急事態応急対策</p> <p>(1～2 略)</p> <p>3 活動体制の確立</p> <p>(1) 職員の配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">配備区分</th> <th style="width: 40%;">配備体制</th> <th style="width: 45%;">配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒配備</td> <td>関係各部総室の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 〔情報収集・連絡体制〕</td> <td>1 原子力災害に関し、危機管理部政策監が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>特別警戒配備</td> <td>関係部（局）の部（局）筆頭総室筆頭課長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する体制とする。 〔応急対策準備体制〕</td> <td>1 原子力事業所の所在地域及びその周辺において情報収集事態(※)に該当する事象が発生したとき。 2 その他特に危機管理部長が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>特別警戒本部体制</td> <td>関係部（局）長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 〔応急対策体制〕</td> <td>1 原子力事業所の所在地域または原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生したとき。 2 その他特に副知事が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>激甚な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に</td> <td>1 原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生し、知事が必要と</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備体制	配備時期	警戒配備	関係各部総室の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 〔情報収集・連絡体制〕	1 原子力災害に関し、危機管理部政策監が必要と認めたとき。	特別警戒配備	関係部（局）の部（局）筆頭総室筆頭課長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する体制とする。 〔応急対策準備体制〕	1 原子力事業所の所在地域及びその周辺において情報収集事態(※)に該当する事象が発生したとき。 2 その他特に危機管理部長が必要と認めたとき。	特別警戒本部体制	関係部（局）長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 〔応急対策体制〕	1 原子力事業所の所在地域または原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生したとき。 2 その他特に副知事が必要と認めたとき。	災害対策本部体制	激甚な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に	1 原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生し、知事が必要と
配備区分	配備体制	配備時期																														
警戒配備	関係各部総室の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 〔情報収集・連絡体制〕	1 原子力災害に関し、危機管理部政策監が必要と認めたとき。																														
特別警戒配備	関係部（局）の部（局）筆頭総室筆頭課長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する体制とする。 〔応急対策準備体制〕	1 原子力事業所の所在地域及びその周辺において情報収集事態(※)に該当する事象が発生したとき。 2 その他特に危機管理部長が必要と認めたとき。																														
特別警戒本部体制	関係部（局）長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 〔応急対策体制〕	1 原子力事業所の所在地域または原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生したとき。 2 その他特に副知事が必要と認めたとき。																														
災害対策本部体制	激甚な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に	1 原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生し、知事が必要と																														
配備区分	配備体制	配備時期																														
警戒配備	関係各部総室の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 〔情報収集・連絡体制〕	1 原子力災害に関し、危機管理部政策監が必要と認めたとき。																														
特別警戒配備	関係部（局）の部（局）筆頭総室筆頭課長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する体制とする。 〔応急対策準備体制〕	1 原子力事業所の所在地域及びその周辺において情報収集事態(※)に該当する事象が発生したとき。 2 その他特に危機管理部長が必要と認めたとき。																														
特別警戒本部体制	関係部（局）長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 〔応急対策体制〕	1 原子力事業所の所在地域または原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生したとき。 2 その他特に副知事が必要と認めたとき。																														
災害対策本部体制	激甚な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に	1 原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生し、知事が必要と																														

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		修正理由	新	
<p>において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。</p> <p style="text-align: center;">〔応急対策体制〕</p>	<p>認めるとき。</p> <p>2 原子力事業者より施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けた場合又は県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生の通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト/時）を検出し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合。</p> <p>3 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合。</p> <p>4 その他特に知事が必要と認めるとき。</p>		<p>において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。</p> <p style="text-align: center;">〔応急対策体制〕</p>	<p>認めるとき。</p> <p>2 原子力事業者より施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けた場合又は県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生の通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト/時）を検出し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合。</p> <p>3 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合。</p> <p>4 その他特に知事が必要と認めるとき。</p>
<p>※情報収集事態：発電所所在町において、震度5弱または震度5強の地震が発生した場合 その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合</p> <p>なお、複数の災害が同時に発生している場合、原子力災害対策編による配備基準とその他の災害による配備基準が異なる場合には、上位となる本部体制のもとで対応を行うことを基本とする。</p> <p>（3（2） 略）</p> <p>（3）災害対策本部における活動</p> <p>本部長（知事）及び関係市町村長は、相互に連携しながら、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出する以前において、住民避難等の応急対策を円滑に行うための準備等を行うものとする。</p>			<p>※情報収集事態：発電所所在町において、震度5弱または震度5強の地震が発生した場合 その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合</p> <p>なお、複数の災害が同時に発生している場合、原子力災害対策編による配備基準とその他の災害による配備基準が異なる場合には、上位となる本部体制のもとで対応を行うことを基本とする。</p> <p>（3（2） 略）</p> <p>（3）災害対策本部における活動</p> <p>本部長（知事）及び関係市町村長は、相互に連携しながら、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出する以前において、住民避難等の応急対策を円滑に行うための準備等を行うものとする。</p>	

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>また、内閣総理大臣により緊急事態宣言が発出された場合には、国の指示等に基づき迅速な住民避難等の応急対策を実施するものとし、本部長（知事）は関係市町村が行う住民避難等の応急対策の実施ための準備等や、国の指示等に基づき実施する住民避難等の応急対策について、助言及び支援を行うものとする。</p> <p>なお、原子力防災専門官等からの特定事象に関する情報、県の対応状況等について、関係市町村及び関係機関に対する連絡や報道要請による広報を定期的に変更することにより、県民の安全確保に努めるものとする。</p> <p>※災害対策本部の所掌事務</p> <p><u>ア</u> 災害対策の総括に関すること。</p> <p><u>イ</u> 原子力現地災害対策本部の組織、派遣要員に関すること。</p> <p><u>ウ</u> 災害情報の収集に関すること。</p> <p><u>エ</u> 応急対策の決定、実施に関すること。</p> <p>（緊急時モニタリング、原子力災害医療、警備等現地での対応を除く）</p> <p><u>オ</u> 応急対策の実施状況に関する情報の収集に関すること。</p> <p><u>カ</u> 原子力現地災害対策本部の活動の支援に関すること。</p> <p><u>キ</u> 災害報道要請に関すること。</p> <p><u>ク</u> 県有施設に対する連絡に関すること。〔県有施設〕</p> <p><u>ケ</u> 水道の給水制限に関すること。</p> <p><u>コ</u> 農作物の採取制限、農耕制限に関すること。</p> <p><u>サ</u> 農作物の出荷制限に関すること。</p> <p><u>シ</u> 畜産物の出荷制限に関すること。</p> <p><u>ソ</u> 水産物の出荷制限に関すること。</p> <p><u>セ</u> 漁業通信に関すること。</p> <p><u>ゾ</u> 道路施設の確保に関すること。</p> <p><u>タ</u> 教育施設との連絡に関すること。</p>	適正化	<p>また、内閣総理大臣により緊急事態宣言が発出された場合には、国の指示等に基づき迅速な住民避難等の応急対策を実施するものとし、本部長（知事）は関係市町村が行う住民避難等の応急対策の実施ための準備等や、国の指示等に基づき実施する住民避難等の応急対策について、助言及び支援を行うものとする。</p> <p>なお、原子力防災専門官等からの特定事象に関する情報、県の対応状況等について、関係市町村及び関係機関に対する連絡や報道要請による広報を定期的に変更することにより、県民の安全確保に努めるものとする。</p> <p>※災害対策本部の所掌事務</p> <p><u>ア</u> 災害対策の総括に関すること。</p> <p><u>イ</u> 原子力現地災害対策本部の組織、派遣要員に関すること。</p> <p><u>ウ</u> 災害情報の収集に関すること。</p> <p><u>エ</u> 応急対策の決定、実施に関すること。</p> <p>（緊急時モニタリング、原子力災害医療、警備等現地での対応を除く）</p> <p><u>オ</u> 応急対策の実施状況に関する情報の収集に関すること。</p> <p><u>カ</u> 原子力現地災害対策本部の活動の支援に関すること。</p> <p><u>キ</u> 災害報道要請に関すること。</p> <p><u>ク</u> 県有施設に対する連絡に関すること。〔県有施設〕</p> <p><u>ケ</u> 水道の給水制限に関すること。</p> <p><u>コ</u> 農作物の採取制限、農耕制限に関すること。</p> <p><u>サ</u> 農作物の出荷制限に関すること。</p> <p><u>シ</u> 畜産物の出荷制限に関すること。</p> <p><u>ソ</u> 水産物の出荷制限に関すること。</p> <p><u>セ</u> 漁業通信に関すること。</p> <p><u>ゾ</u> 道路施設の確保に関すること。</p> <p><u>タ</u> 教育施設との連絡に関すること。</p>

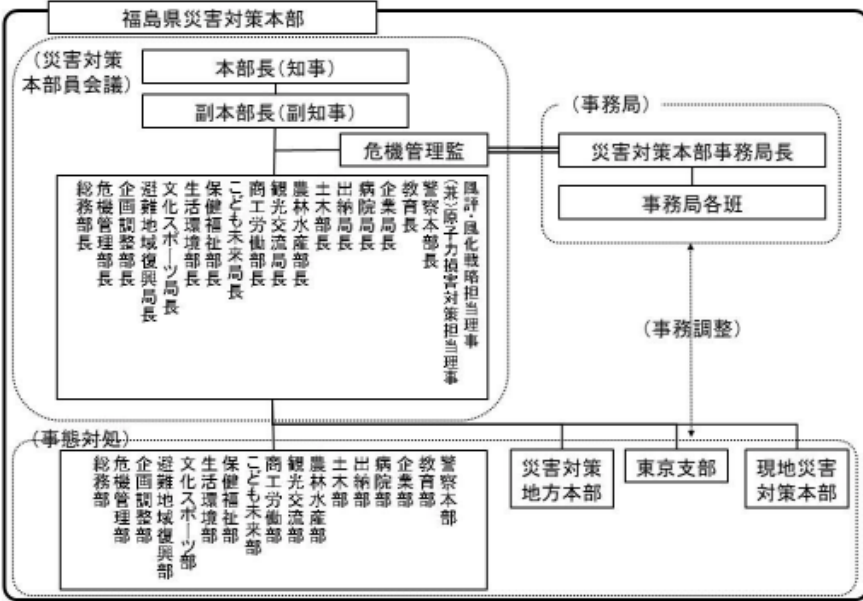
福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p><u>(フ)</u>重点区域以外への情報提供、対策の実施に関すること。</p> <p><u>(マ)</u>他都道府県、防災関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p><u>(テ)</u>「<u>(3)</u>各班の事務分掌」に定めること。</p> <p><u>(ト)</u>その他本部長が指示する事項に関すること。</p> <p>(4) 災害対策本部の組織及び各班の事務分掌</p> <p>「福島県災害対策本部条例」、「福島県災害対策本部規程」及び「福島県災害対策本部事務局運営要綱」に基づき、次のとおりとする。</p> <p>ア 災害対策本部組織、災害対策本部事務局組織及び事務分掌</p> <p>地域防災計画（一般災害対策編）第3章第1節に定める「福島県災害対策本部組織編成表」（表5）とする。ただし、災害対策地方本部、原子力現地災害対策本部は除く。</p> <p>また、災害対策本部事務局組織及び事務分掌については、地域防災計画（一般災害対策編）第3章第1節に定める組織編制及び事務分掌とするが、原子力現地災害対策本部設置後にはオフサイトセンターへ要員が派遣されることを考慮し、構成員の一部を変更した「福島県災害対策本部事務局組織(原子力)」（表6）のとおりとする。</p> <p>イ 組織編成の変更</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために、目的別に組織編成（部、班編制）を変更することができる。</p> <p>ウ 災害対策本部員会議</p> <p>災害対策本部設置期間中に、被害状況及び災害応急対策について情報共有並びに災害対応の指示を行うため、本部員会議を定期的に開催する。</p> <p>なお、発災後の初回の本部員会議は、災害発生後1時間以内に開催するものとし、2回目以降は本部長の指示により開催する。</p> <p>また、本部員会議には、本部長の要請により国及び関係機関の代表（自衛隊、応援都道府県、医療関係者、物資関係者等）をオブザーバーとして参加させ、意見を聴くことができる。</p>	<p>適正化</p>	<p><u>チ</u>重点区域以外への情報提供、対策の実施に関すること。</p> <p><u>ソ</u>他都道府県、防災関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p><u>テ</u>「<u>(4)</u>各班の事務分掌」に定めること。</p> <p><u>ト</u>その他本部長が指示する事項に関すること。</p> <p>(4) 災害対策本部の組織及び各班の事務分掌</p> <p>「福島県災害対策本部条例」、「福島県災害対策本部規程」及び「福島県災害対策本部事務局運営要綱」に基づき、次のとおりとする。</p> <p>ア 災害対策本部組織、災害対策本部事務局組織及び事務分掌</p> <p>地域防災計画（一般災害対策編）第3章第1節に定める「福島県災害対策本部組織編成表」（表5）とする。ただし、災害対策地方本部、原子力現地災害対策本部は除く。</p> <p>また、災害対策本部事務局組織及び事務分掌については、地域防災計画（一般災害対策編）第3章第1節に定める組織編制及び事務分掌とするが、原子力現地災害対策本部設置後にはオフサイトセンターへ要員が派遣されることを考慮し、構成員の一部を変更した「福島県災害対策本部事務局組織(原子力)」（表6）のとおりとする。</p> <p>イ 組織編成の変更</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために、目的別に組織編成（部、班編制）を変更することができる。</p> <p>ウ 災害対策本部員会議</p> <p>災害対策本部設置期間中に、被害状況及び災害応急対策について情報共有並びに災害対応の指示を行うため、本部員会議を定期的に開催する。</p> <p>なお、発災後の初回の本部員会議は、災害発生後1時間以内に開催するものとし、2回目以降は本部長の指示により開催する。</p> <p>また、本部員会議には、本部長の要請により国及び関係機関の代表（自衛隊、応援都道府県、医療関係者、物資関係者等）をオブザーバーとして参加させ、意見を聴くことができる。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
---	------	---

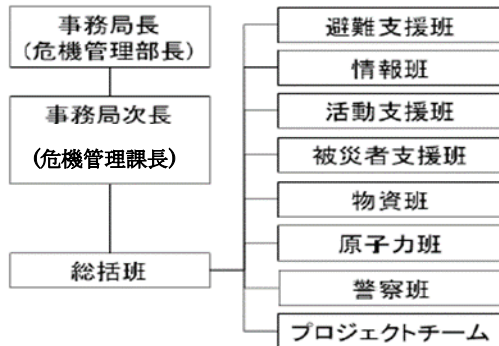
(表5) 福島県災害対策本部組織編成表



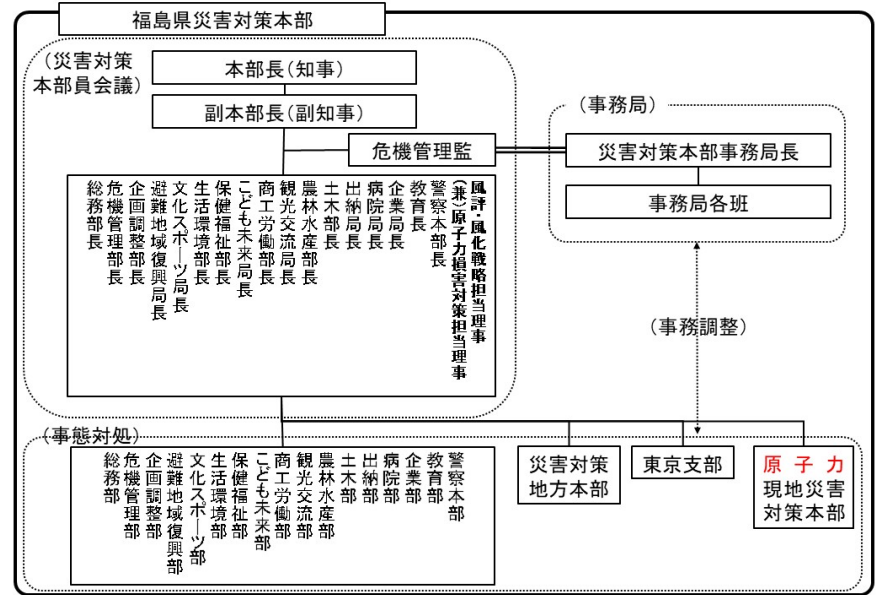
(表6) 福島県災害対策本部事務局組織（原子力）

ㄠ 事務局体制

【組織図】



(表5) 福島県災害対策本部組織編成表

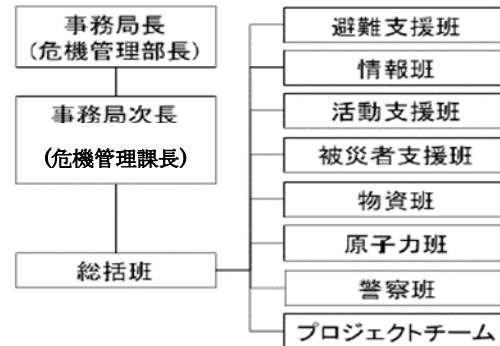


(表6) 福島県災害対策本部事務局組織（原子力）

適正化

ㄠ 事務局体制

【組織図】



福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>班及び構成</p> <p>総括班（総員 36名） <ユニット> ① 指揮調整ユニット ② 企画調整ユニット ③ 庁内連携ユニット ④ 受援連携ユニット <構成員> 班 長：災害対策課長 副班長：消防保安課長、危機管理課主幹、災害対策課主幹 班 員： （ユニットリーダーの管理職） 消防保安課副課長 1名、原子力安全対策課主幹 1名 企画調整部及び病院局から各 1名 （ユニットリーダーの主任主査又は主査） 危機管理課、消防保安課及び災害対策課から各 1名 総務部及び企画調整部から各 1名 （その他の者） 災害対策課及び原子力安全対策課から各 3名 危機管理課及び消防保安課から各 1名 総務部、企画調整部、生活環境部、保健福祉部及び土木部から各 2名 商工労働部、農林水産部、文化スポーツ局、出納局及び教育庁から各 1名</p>	適正化	<p>班及び構成</p> <p>総括班（総員 36名） <ユニット> ① 指揮調整ユニット ② 企画調整ユニット ③ 庁内連携ユニット ④ 受援連携ユニット <構成員> 班 長：災害対策課長 副班長：消防保安課長、危機管理課主幹、災害対策課主幹 班 員： （ユニットリーダーの管理職） 消防保安課副課長 1名、原子力安全対策課主幹 1名 企画調整部及び病院局から各 1名 （ユニットリーダーの主任主査又は主査） 危機管理課、消防保安課及び災害対策課から各 1名 総務部及び企画調整部から各 1名 （その他の者） 災害対策課及び原子力安全対策課から各 3名 危機管理課及び消防保安課から各 1名 総務部、企画調整部、生活環境部、保健福祉部及び土木部から各 2名 商工労働部、農林水産部、文化スポーツ局、出納局及び教育庁から各 1名</p>
<p>避難支援班（総員 24名） <ユニット> ① 避難アセスメントユニット ② 避難支援ユニット <構成員> 班 長：生活環境総務課長 副班長：避難者支援課長、技術管理課長 班 員： （ユニットリーダーの主任主査又は主査） 災害対策課から各 1名 避難地域復興局及び土木部から各 1名 （その他の者） 消防保安課から 3名、原子力安全対策課から 2名 危機管理課及び災害対策課から各 1名 生活環境部から 3名、教育庁から 2名 企画調整部、保健福祉部、観光交流局、農林水産部、土木部及び企業局から各 1名</p>	適正化	<p>避難支援班（総員 24名） <ユニット> ① 避難アセスメントユニット ② 避難支援ユニット <構成員> 班 長：生活環境総務課長 副班長：避難者支援課長、技術管理課長 班 員： （ユニットリーダーの主任主査又は主査） 災害対策課から 1名 避難地域復興局及び土木部から各 1名 （その他の者） 消防保安課から 3名、原子力安全対策課から 2名 危機管理課及び災害対策課から各 1名 生活環境部から 3名、教育庁から 2名 企画調整部、保健福祉部、観光交流局、農林水産部、土木部及び企業局から各 1名</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>情報班（総員 38 名） <ユニット> ① 即報作成・広報ユニット ② 人的被害・住家被害情報ユニット ③ インフラ被害情報ユニット ④ 問合せ対応ユニット <構成員> 班 長：県民広聴室長 副班長：企業総務課長、<u>デジタル変革課総括主幹</u> 班 員： （ユニットリーダーの管理職） 総務部及び生活環境部から各 1 名 （ユニットリーダーの主任主査又は主査） 保健福祉部、農林水産部、土木部、病院局、企業局及び教育 庁から各 1 名 （その他の者） 災害対策課から 3 名、消防保安課から 2 名 危機管理課及び原子力安全対策課から各 1 名 生活環境部、農林水産部及び教育庁から各 3 名 総務部、観光交流局、土木部及び出納局から各 2 名 企画調整部、病院局及び企業局から各 1 名</p>	地域防災計画 （一般災害対 策編）に合わせ る修正	<p>情報班（総員 38 名） <ユニット> ① 即報作成・広報ユニット ② 人的被害・住家被害情報ユニット ③ インフラ被害情報ユニット ④ 問合せ対応ユニット <構成員> 班 長：県民広聴室長 副班長：企業総務課長、<u>統計課主幹</u> 班 員： （ユニットリーダーの管理職） 総務部及び生活環境部から各 1 名 （ユニットリーダーの主任主査又は主査） 保健福祉部、農林水産部、土木部、病院局、企業局及び教育庁から各 1 名 （その他の者） 災害対策課から 3 名、消防保安課から 2 名 危機管理課及び原子力安全対策課から各 1 名 生活環境部、農林水産部及び教育庁から各 3 名 総務部、観光交流局、土木部及び出納局から各 2 名 企画調整部、病院局及び企業局から各 1 名</p>
<p>活動支援班（総員 21 名） <ユニット> ① 安全監理調整ユニット ② 活動支援ユニット ③ 予算・経理ユニット ④ 防災行政無線ユニット <構成員> 班 長：人事課長 副班長：行政経営課管理職、危機管理部部主幹 班 員： （ユニットリーダーの主任主査又は主査） 災害対策課から 3 名、総務部及び出納局から各 1 名 （その他の者） 危機管理課から 2 名、総務部から 6 名、教育庁から 4 名 出納局から 1 名</p>		<p>活動支援班（総員 21 名） <ユニット> ① 安全監理調整ユニット ② 活動支援ユニット ③ 予算・経理ユニット ④ 防災行政無線ユニット <構成員> 班 長：人事課長 副班長：行政経営課管理職、危機管理部部主幹 班 員： （ユニットリーダーの主任主査又は主査） 災害対策課から 3 名、総務部及び出納局から各 1 名 （その他の者） 危機管理課から 2 名、総務部から 6 名、教育庁から 4 名 出納局から 1 名</p>
<p>被災者支援班（総員 30 名） <ユニット> ① 災害救助法ユニット</p>		<p>被災者支援班（総員 30 名） <ユニット> ① 災害救助法ユニット</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>② 応急修理ユニット ③ 借上住宅ユニット ④ 住家被害認定調査支援ユニット</p> <p><構成員> 班 長：災害対策課主幹 副班長：建築指導課主幹、土木部管理職、総務部管理職 班 員： (ユニットリーダーの管理職) 企画調整部、避難地域復興局及び教育庁から各1名 (その他の者) 災害対策課 2名、危機管理課 1名、土木部から4名 総務部及び企画調整部から各3名 商工労働部、農林水産部、避難地域復興局及び文化スポーツ局から各2名 こども未来局及び病院局から各1名</p>	適正化	<p>② 応急修理ユニット ③ 借上住宅ユニット ④ 住家被害認定調査支援ユニット</p> <p><構成員> 班 長：災害対策課主幹 副班長：建築指導課主幹、土木部管理職、総務部管理職 班 員： (ユニットリーダーの管理職) 企画調整部、避難地域復興局及び教育庁から各1名 (その他の者) 災害対策課 <u>から</u> 2名、危機管理課 <u>から</u> 1名、土木部から4名 総務部及び企画調整部から各3名 商工労働部、農林水産部、避難地域復興局及び文化スポーツ局から各2名 こども未来局及び病院局から各1名</p>
<p>物資班（総員33名）</p> <p><ユニット> ① 物資調整ユニット ② 要請・調達ユニット ③ 輸送調整ユニット</p> <p><構成員> 班 長：商工総務課長 副班長：農林総務課長、出納総務課長 班 員： (ユニットリーダーの主任主査又は主査) 生活環境部及び商工労働部から各2名 企画調整部及び農林水産部から各1名 (その他の者) 危機管理課から2名、災害対策課から1名 企画調整部及び商工労働部から各4名 農林水産部から3名 総務部、保健福祉部、こども未来局及び教育庁から各2名 観光交流局及び出納局から各1名</p>		<p>物資班（総員33名）</p> <p><ユニット> ① 物資調整ユニット ② 要請・調達ユニット ③ 輸送調整ユニット</p> <p><構成員> 班 長：商工総務課長 副班長：農林総務課長、出納総務課長 班 員： (ユニットリーダーの主任主査又は主査) 生活環境部及び商工労働部から各2名 企画調整部及び農林水産部から各1名 (その他の者) 危機管理課から2名、災害対策課から1名 企画調整部及び商工労働部から各4名 農林水産部から3名 総務部、保健福祉部、こども未来局及び教育庁から各2名 観光交流局及び出納局から各1名</p>
<p>原子力班（総員30名）</p> <p><ユニット> ① 原子力災害対策ユニット ② 発電所監視ユニット ③ モニタリングユニット</p> <p><構成員> 班 長：原子力安全対策課長 副班長：放射線監視室長、原子力安全対策課主幹 班 員：</p>		<p>原子力班（総員30名）</p> <p><ユニット> ① 原子力災害対策ユニット ② 発電所監視ユニット ③ モニタリングユニット</p> <p><構成員> 班 長：原子力安全対策課長 副班長：放射線監視室長、原子力安全対策課主幹 班 員：</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新															
<p>(ユニットリーダーの主任主査等) 原子力安全対策課から2名、放射線監視室から1名 (その他の者) 原子力安全対策課から18名、放射線監視室から6名</p> <p>警察班（必要数） 班 長：警察本部外事課長 副班長：警察本部警備部から配置 班 員：警察本部警備部から必要数配置 ※外事課長を班長とし、警察官必要数を派遣する。</p> <p>プロジェクトチーム ※必要に応じて設置して必要人員を配置する。</p>	適正化	<p>(ユニットリーダーの主任主査等) 原子力安全対策課から2名、放射線監視室から1名 (その他の者) 原子力安全対策課から18名、放射線監視室から6名</p> <p>警察班（必要数） 班 長：警察本部外事課長 副班長：警察本部警備部から配置 班 員：警察本部警備部から必要数配置 ※外事課長を班長とし、警察官必要数を派遣する。</p> <p>プロジェクトチーム ※必要に応じて設置して必要人員を配置する。</p>															
<p><u>(7)</u> 本部長は、初動対応において各部各班と事務局各班の業務を迅速かつ円滑に遂行するため必要があると認めるときは、部局長を事務局各班の臨時的最高責任者とすることができる。</p> <p><u>(4)</u> 情報連絡員を災害対策本部から派遣する際は、各部各班の構成員をもって組織し、派遣先市町村と県（災害対策地方本部）との連絡調整を行う。</p> <p><u>(7)</u> 事務局各班の人数については、事務局長の判断により柔軟に増減できるものとする。</p> <p><u>イ</u> 事務局共通事務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td>事務局各班の業務計画の作成及び進捗管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>行動記録の作成に関すること。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>所管事務に関する作成資料の整理、保存に関すること。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>所管事務に関する情報発信に関すること。（福島県公式防災ツイッター等）</td> </tr> </table>	1	事務局各班の業務計画の作成及び進捗管理に関すること。	2	行動記録の作成に関すること。	3	所管事務に関する作成資料の整理、保存に関すること。	4	所管事務に関する情報発信に関すること。（福島県公式防災ツイッター等）	<p><u>a</u> 本部長は、初動対応において各部各班と事務局各班の業務を迅速かつ円滑に遂行するため必要があると認めるときは、部局長を事務局各班の臨時的最高責任者とするすることができる。</p> <p><u>b</u> 情報連絡員を災害対策本部から派遣する際は、各部各班の構成員をもって組織し、派遣先市町村と県（災害対策地方本部）との連絡調整を行う。</p> <p><u>c</u> 事務局各班の人数については、事務局長の判断により柔軟に増減できるものとする。</p> <p><u>(4)</u> 事務局共通事務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td>事務局各班の業務計画の作成及び進捗管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>行動記録の作成に関すること。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>所管事務に関する作成資料の整理、保存に関すること。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>所管事務に関する情報発信に関すること。（福島県公式防災ツイッター等）</td> </tr> </table>	1	事務局各班の業務計画の作成及び進捗管理に関すること。	2	行動記録の作成に関すること。	3	所管事務に関する作成資料の整理、保存に関すること。	4	所管事務に関する情報発信に関すること。（福島県公式防災ツイッター等）
1	事務局各班の業務計画の作成及び進捗管理に関すること。																
2	行動記録の作成に関すること。																
3	所管事務に関する作成資料の整理、保存に関すること。																
4	所管事務に関する情報発信に関すること。（福島県公式防災ツイッター等）																
1	事務局各班の業務計画の作成及び進捗管理に関すること。																
2	行動記録の作成に関すること。																
3	所管事務に関する作成資料の整理、保存に関すること。																
4	所管事務に関する情報発信に関すること。（福島県公式防災ツイッター等）																
<p><u>ウ</u> ユニットリーダー及び分掌事務</p> <p><u>(7)</u> 総括班</p> <p>総括班は、災害対応の全体調整、人命救助の調整、災害対策本部員会議の運営及び外部からの受援調整を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">ユニット</th> <th style="width: 10%;">リーダー</th> <th style="width: 80%;">分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">指揮調整ユニット</td> <td>災害対策課長</td> <td>1 災害応急対策の基本方針の調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消防保安課長</td> <td>2 災害応急対策の指揮及び総合調整に係る事務局長の補佐に</td> </tr> </tbody> </table>	ユニット	リーダー	分 掌 事 務	指揮調整ユニット	災害対策課長	1 災害応急対策の基本方針の調整に関すること。	消防保安課長	2 災害応急対策の指揮及び総合調整に係る事務局長の補佐に	<p><u>(7)</u> ユニットリーダー及び分掌事務</p> <p><u>a</u> 総括班</p> <p>総括班は、災害対応の全体調整、人命救助の調整、災害対策本部員会議の運営及び外部からの受援調整を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">ユニット</th> <th style="width: 10%;">リーダー</th> <th style="width: 80%;">分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">指揮調整ユニット</td> <td>災害対策課長</td> <td>1 災害応急対策の基本方針の調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消防保安課長</td> <td>2 災害応急対策の指揮及び総合調整に係る事務局長の補佐に</td> </tr> </tbody> </table>	ユニット	リーダー	分 掌 事 務	指揮調整ユニット	災害対策課長	1 災害応急対策の基本方針の調整に関すること。	消防保安課長	2 災害応急対策の指揮及び総合調整に係る事務局長の補佐に
ユニット	リーダー	分 掌 事 務															
指揮調整ユニット	災害対策課長	1 災害応急対策の基本方針の調整に関すること。															
	消防保安課長	2 災害応急対策の指揮及び総合調整に係る事務局長の補佐に															
ユニット	リーダー	分 掌 事 務															
指揮調整ユニット	災害対策課長	1 災害応急対策の基本方針の調整に関すること。															
	消防保安課長	2 災害応急対策の指揮及び総合調整に係る事務局長の補佐に															

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		修正理由	新			
	危機管理課主幹	<p>関すること。</p> <p>3 避難情報に係る市町村への助言及び代行に関すること。</p> <p>4 応急救助（被災者の捜索・救助、死体の検索）に係る救助部隊との連携調整に関すること。</p> <p>5 緊急消防援助隊の要請及び緊急消防援助隊消防応援活動調整本部の運営に関すること。</p> <p>6 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p> <p>7 各防災関係機関のヘリコプター等の運用調整に関すること。</p> <p>8 情報連絡員（県リエゾン）の市町村への派遣指示に関すること。</p> <p>9 電力、都市ガス及び通信インフラの復旧に係る調整に関すること。</p> <p>10 プロジェクトチームの設置に関すること。</p> <p>11 社会秩序の維持及び安全の確保に関すること。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>12 総括班の総括に関すること。</p>		危機管理課主幹	<p>関すること。</p> <p>3 避難情報に係る市町村への助言及び代行に関すること。</p> <p>4 応急救助（被災者の捜索・救助、死体の検索）に係る救助部隊との連携調整に関すること。</p> <p>5 緊急消防援助隊の要請及び緊急消防援助隊消防応援活動調整本部の運営に関すること。</p> <p>6 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p> <p>7 各防災関係機関のヘリコプター等の運用調整に関すること。</p> <p>8 情報連絡員（県リエゾン）の市町村への派遣指示に関すること。</p> <p>9 電力、都市ガス及び通信インフラの復旧に係る調整に関すること。</p> <p>10 プロジェクトチームの設置に関すること。</p> <p>11 社会秩序の維持及び安全の確保に関すること。</p> <p>12 <u>寄付金の受領式に関すること。</u></p> <p>13 <u>支援に対する感謝状・礼状に関すること。</u></p> <p>14 総括班の総括に関すること。</p>	
企画調整ユニット	企画調整部及び病院局の管理職	<p>1 本部長及び事務局長からの指示に対する初期対応と担当組織への引継ぎに関すること。</p> <p>2 災害対応に係る市町村 <u> </u>からの要望への対応の取りまとめに関すること。</p> <p>3 本部長 <u> </u>の現地視察に関すること。</p> <p>4 その他の災害対策への初期対応と担当組織の調整、引継ぎに関すること。</p>	<p>地域防災計画 （一般災害対策編）に合わせる修正</p>	企画調整ユニット	企画調整部及び病院局の管理職	<p>1 本部長及び事務局長からの指示に対する初期対応と担当組織への引継ぎに関すること。</p> <p>2 本部長 <u>等</u>の現地視察に関すること。</p> <p>3 災害対応に係る市町村 <u>等</u>からの要望への対応の取りまとめに関すること。</p> <p>4 その他の災害対策への初期対応と担当組織の調整、引継ぎに関すること。</p>
庁内連携ユニット	総務部及び企画調整部の主任主査等	<p>1 福島県災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）の運営及び記録に関すること。</p> <p>2 災害対応に係る危機管理室員会議の運営及び記録に関すること。</p> <p>3 災害対応に係る関係課長会議の運営と記録に関すること。</p> <p>4 班長会議及びユニットリーダー会議（複数班のユニットリーダーによるものに限る。）の運営と記録に関すること。</p> <p>5 災害対策地方本部及び現地災害対策本部に関すること。</p>		庁内連携ユニット	総務部及び企画調整部の主任主査等	<p>1 福島県災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）の運営及び記録に関すること。</p> <p>2 災害対応に係る危機管理室員会議の運営及び記録に関すること。</p> <p>3 災害対応に係る関係課長会議の運営と記録に関すること。</p> <p>4 班長会議及びユニットリーダー会議（複数班のユニットリーダーによるものに限る。）の運営と記録に関すること。</p> <p>5 災害対策地方本部及び現地災害対策本部に関すること。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		修正理由	新		
				<p>6 福島県災害対策本部条例（昭和 37 年福島県条例第 53 条）第 3 条に基づき設置する各部（以下「対策本部各部」という。）の活動状況の把握及び事務局と対策本部各部との情報共有に関すること。</p> <p>7 被災者向けの県支援策のとりまとめと県民への周知に関すること。</p>	
<p>受援連携ユニット</p>	<p>災害対策課主幹 原子力安全対策課主幹</p>	<p>1 国及び他都道府県に対する応援要請に関すること（物資班に係るものを除く。）。</p> <p>2 関係機関や民間団体からの県への応援職員の受入及び応援活動の調整並びにその活動の記録に関すること。</p> <p>3 災害時応援協定締結団体への応援要請 <u> </u> に関すること（<u>物資班に係るものを除く。</u>）。</p> <p>4 県への応援職員の本部員会議への出席に関すること。</p> <p>5 国現地災害対策本部や国等関係機関による調整会議等への対応に関すること。</p> <p>6 市町村班による被災市町村の受援調整の把握に関すること。</p> <p>7 災害マネジメントに係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。</p>	<p>地域防災計画（一般災害対策編）に合わせる修正</p>	<p>受援連携ユニット</p> <p>災害対策課主幹 原子力安全対策課主幹</p>	<p>1 国及び他都道府県に対する応援要請に関すること（物資班に係るものを除く。）。</p> <p>2 関係機関や民間団体からの県への応援職員の受入及び応援活動の調整並びにその活動の記録に関すること。</p> <p>3 災害時応援協定締結団体への応援要請 <u>実績のとりまとめ</u> に関すること <u> </u>。</p> <p>4 県への応援職員の本部員会議への出席に関すること。</p> <p>5 国現地災害対策本部や国等関係機関による調整会議等への対応に関すること。</p> <p>6 市町村班による被災市町村の受援調整の把握に関すること。</p> <p>7 災害マネジメントに係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。</p>
<p>(4) 避難支援班</p> <p>避難支援班は、避難所の状況把握、県応援職員の派遣調整、避難所に必要な支援物資の把握及び広域避難調整等を行う。</p>		<p>適正化</p>	<p>b 避難支援班</p> <p>避難支援班は、避難所の状況把握、県応援職員の派遣調整、避難所に必要な支援物資の把握及び広域避難調整等を行う。</p>		
<p>避難アセスメントユニット</p>	<p>生活環境総務課長 避難者支援課長 技術管理課長</p>	<p>1 被災住民の避難経路及び移動手段の確保に係る市町村への支援の必要性の把握に関すること。</p> <p>2 避難所に係るアセスメント（人数、男女別、年齢構成、配慮が必要な者等）の実施及び保健福祉部保健医療福祉調整本部等との情報共有に関すること。</p> <p>3 避難所毎に必要な食料、生活支援物資、医療及び通信設備等の支援ニーズの把握とその提供に係る調整に関すること。</p> <p>4 避難所運営に係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援</p>	<p>適正化</p>	<p>避難アセスメントユニット</p> <p>生活環境総務課長 避難者支援課長 技術管理課長</p>	<p>1 被災住民の避難経路及び移動手段の確保に係る市町村への支援の必要性の把握に関すること。</p> <p>2 避難所に係るアセスメント（人数、男女別、年齢構成、配慮が必要な者等）の実施及び保健福祉部保健医療福祉調整本部等との情報共有に関すること。</p> <p>3 避難所毎に必要な食料、生活支援物資、医療及び通信設備等の支援ニーズの把握とその提供に係る調整に関すること。</p> <p>4 避難所運営に係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧			修正理由	新		
		職員への支援に関すること。 5 県外を含む広域避難に係る調整に関すること。 6 避難所における事故等の把握と対応に関すること。 7 避難支援班の総括に関すること。				職員への支援に関すること。 5 県外を含む広域避難に係る調整に関すること。 6 避難所における事故等の把握と対応に関すること。 7 避難支援班の総括に関すること。
避難支援ユニット	災害対策課、避難地域復興局及び土木部の主任主査等	避難支援ユニットは避難アセスメントユニットから指示された支援に係る次の調整を行う。 1 避難経路や移動手段の確保に係る市町村への支援の調整に関すること。 2 避難所の運営に係る県応援職員の確保及びその活動の支援に関すること。 3 避難所における生活再建支援情報の提供や相談会の実施に関すること。 4 避難所におけるボランティア活動の調整に関すること（県へ申し出があった場合に限る。）。 5 県内における広域避難に必要な避難所の開設と運営に関すること。	適正化 地域防災計画 （一般災害対策編）に合わせる修正	避難支援ユニット	災害対策課、避難地域復興局及び土木部の主任主査等	避難支援ユニットは避難アセスメントユニットから指示された支援に係る次の調整を行う。 1 避難経路や移動手段の確保に係る市町村への支援の調整に関すること。 2 避難所の運営に係る県応援職員の確保及びその活動の支援に関すること。 3 避難所における生活再建支援情報の提供や相談会の実施に関すること。 4 避難所におけるボランティア活動の調整に関すること（県へ申し出があった場合に限る。）。 5 県内における広域避難に必要な避難所の開設と運営に関すること。
<p><u>(ウ)</u>情報班</p> <p>情報班は、被害状況即報作成と広報、被害等の情報収集、情報の整理分析及び問い合わせ対応を行う。</p>				<p><u>c</u> 情報班</p> <p>情報班は、被害状況即報作成と広報、被害等の情報収集、情報の整理分析及び問い合わせ対応を行う。</p>		
即報作成・広報ユニット	県民公聴室長 企業総務課長 <u>デジタル変革課総括主幹</u>	1 被害状況即報の作成に関すること。 2 被害状況即報に関する問い合わせへの対応に関すること。 3 記者ブリーフィングの資料作成に関すること。 4 情報班で収集した全ての情報の整理・保存に関すること。 5 情報班の総括に関すること。		即報作成・広報ユニット	県民公聴室長 企業総務課長 <u>統計課主幹</u>	1 被害状況即報の作成に関すること。 2 被害状況即報に関する問い合わせへの対応に関すること。 3 記者ブリーフィングの資料作成に関すること。 4 情報班で収集した全ての情報の整理・保存に関すること。 5 情報班の総括に関すること。
人的被害・住家被害情報ユニット	保健福祉部、病院局及び教育庁の主任主査等	1 人的被害及び住家被害に係る情報収集及び集計に関すること。 2 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害対策地方本部等への共有に関すること。 3 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況等の把握に関すること。		人的被害・住家被害情報ユニット	保健福祉部、病院局及び教育庁の主任主査等	1 人的被害及び住家被害に係る情報収集及び集計に関すること。 2 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害対策地方本部等への共有に関すること。 3 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況等の把握に関すること。
インフラ被害情報ユニット	農林水産部、土木部及び企業	1 道路、生活交通、電力、水道、ガス及び通信等のインフラ被害と復旧に係る情報の収集と集計に関すること。	インフラ被害情報ユニット	農林水産部、土木部及び企業	1 道路、生活交通、電力、水道、ガス及び通信等のインフラ被害と復旧に係る情報の収集と集計に関すること。	

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧			修正理由	新		
ット	局の主任主査等	2 道路の交通規制状況の収集に関すること。 3 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害対策地方本部等への共有に関すること。 4 被災地における支援活動情報の収集に関すること。		ット	局の主任主査等	2 道路の交通規制状況の収集に関すること。 3 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害対策地方本部等への共有に関すること。 4 被災地における支援活動情報の収集に関すること。
被害情報ユニット	人的被害・住家被害情報ユニット及びインフラ被害情報ユニットのユニットリーダー	被害情報ユニットは、人命救助フェイズの終了後、人的被害・住家被害情報ユニットとインフラ被害情報ユニットを統合して設置する。 1 災害に係る被害や復旧に係る情報の収集及び集計に関すること。 2 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害対策地方本部等への共有に関すること。 3 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況等の把握に関すること。 4 被災地における支援活動情報の収集に関すること。		被害情報ユニット	人的被害・住家被害情報ユニット及びインフラ被害情報ユニットのユニットリーダー	被害情報ユニットは、人命救助フェイズの終了後、人的被害・住家被害情報ユニットとインフラ被害情報ユニットを統合して設置する。 1 災害に係る被害や復旧に係る情報の収集及び集計に関すること。 2 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害対策地方本部等への共有に関すること。 3 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況等の把握に関すること。 4 被災地における支援活動情報の収集に関すること。
問い合わせ対応ユニット	生活環境部の管理職	1 発災時以降における県民等からの被害情報、安否情報、ボランティア活動等の問い合わせへの対応に関すること。 2 被災者支援に係る県民からの相談への対応に関すること。 3 その他、事務局への各種問い合わせに関すること。		適正化	問い合わせ対応ユニット	生活環境部の管理職
(エ)活動支援班 活動支援班は、事務局職員の安全管理のほか、物資や応援職員の確保、勤務ローテーションの調整、事務局の予算・経理・庶務、防災行政無線の運用を行う。			適正化	d 活動支援班 活動支援班は、事務局職員の安全管理のほか、物資や応援職員の確保、勤務ローテーションの調整、事務局の予算・経理・庶務、防災行政無線の運用を行う。		
安全監理調整ユニット	人事課長	1 事務局職員の勤務時間など労働安全の監理に関すること。 2 <u>県職員</u> の安否 <u>及び県管理施設の被害</u> の把握と集計に関すること。 3 市町村に応援派遣する職員の調整に関すること。 4 事務局への応援職員の調整に関すること。 5 活動支援班の総括に関すること。	地域防災計画 (一般災害対策編)に合わせる修正	安全監理調整ユニット	人事課長	1 事務局職員の勤務時間など労働安全の監理に関すること。 2 <u>事務局職員</u> の安否 <u>情報</u> の把握に関すること。 3 市町村に応援派遣する職員の調整に関すること。 4 事務局への応援職員の調整に関すること。 5 活動支援班の総括に関すること。
活動支援ユニット	総務部及び出納局の主任主査等	1 事務局の庶務に関すること。 2 事務局職員及び情報連絡員(県リエゾン)の勤務ローテーション及び勤務記録の整理に関すること。 3 事務局を設置する危機管理センター内のレイアウト調整や追加執務スペースの確保に関すること。		活動支援ユニット	総務部及び出納局の主任主査等	1 事務局職員及び情報連絡員(県リエゾン)の勤務ローテーション及び勤務記録の整理に関すること。 2 事務局を設置する危機管理センター内のレイアウト調整や追加執務スペースの確保に関すること。 3 事務局運営に必要な事務用品や食料等の確保と管理に関すること。

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧			修正理由	新				
	幹	こと			幹	こと		
住家被害認定調査支援ユニット	総務部及び企画調整部の管理職	1 住家被害認定調査に係る市町村説明会の開催に関すること。 2 住家被害認定調査に係る疑義への回答に関すること。 3 住家被害認定調査及び罹災証明書の交付に係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。	地域防災計画 （一般災害対策編）に合わせる修正	住家被害認定調査支援ユニット	総務部及び企画調整部の管理職	1 住家被害認定調査に係る市町村説明会の開催に関すること。 2 住家被害認定調査に係る疑義への回答に関すること。 3 住家被害認定調査及び罹災証明書の交付に係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。		
(カ)物資班 物資班は、避難所支援物資の調達及び輸送調整並びに義援物資の受領及び配分調整を行う。				f 物資班 物資班は、避難所支援物資の調達及び輸送調整並びに義援物資の受領及び配分調整を行う。				
物資調整ユニット	商工総務課長 農林総務課長 出納総務課長	1 避難所支援物資の確保手段に係る調整に関すること。 2 支援物資の在庫管理及び補充の調整に関すること。 3 支援物資に係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。 4 物資班の総括に関すること。		適正化	物資調整ユニット	商工総務課長 農林総務課長 出納総務課長	1 避難所支援物資等の確保手段に係る調整に関すること。 2 支援物資の在庫管理及び補充の調整に関すること。 3 支援物資に係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。 4 物資班の総括に関すること。	
要請・調達ユニット	企画調整部、商工労働部及び農林水産部の主任主査等	1 避難所支援物資の国や <u>他都道府県等</u> に対する物資の供給要請に関すること。 2 避難所支援物資の災害時応援協定締結団体からの調達に関すること。 3 企業等からの寄付物資の受入調整に関すること。			適正化	要請・調達ユニット	企画調整部、商工労働部及び農林水産部の主任主査等	1 避難所支援 <u>一般</u> 物資の災害時応援協定締結団体からの調達に関すること。 2 避難所支援物資の国 <u> </u> に対する物資の供給要請に関すること。 3 <u>避難所における炊き出しの実施に関すること。</u> 4 <u>燃料の確保と供給に関すること。</u> 5 企業等からの寄付物資の受入調整に関すること。
輸送調整ユニット	生活環境部及び商工労働部の主任主査等	1 避難所支援物資 <u>搬送</u> に係る調整に関すること。 2 <u>搬送</u> 状況に係る情報の市町村等への伝達に関すること。				適正化	輸送調整ユニット	生活環境部及び商工労働部の主任主査等
(キ)原子力班 原子力班は原子力災害対応の全体調整、原子力発電所の状況等に関する情報収集及び緊急時モニタリングを行う。					g 原子力班 原子力班は原子力災害対応の全体調整、原子力発電所の状況等に関する情報収集及び緊急時モニタリングを行う。			
原子力災害対策ユニット	原子力安全対策課主任主査	1 原子力災害における緊急事態応急対策の基本方針の調整に関すること。 2 原子力災害における緊急事態応急対策の総合調整に係る事務局長の補佐に関すること。 3 原子力災害特別措置法に基づく通報連絡に関すること。			原子力災害対策ユニット	原子力安全対策課主任主査	1 原子力災害における緊急事態応急対策の基本方針の調整に関すること。 2 原子力災害における緊急事態応急対策の総合調整に係る事務局長の補佐に関すること。 3 原子力災害特別措置法に基づく通報連絡に関すること。	

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		修正理由	新			
		4 原子力防災緊急時連絡網システムに関すること。 5 収集した情報に係る各班、関係機関、市町村等への共有に関すること。 6 プラント状況等に係る一般住民への広報調整に関すること。 7 原子力現地災害対策本部との連絡調整に関すること。 8 原子力災害に係る要員及び資機材の調整に関すること。 9 原子力災害における屋内退避及び避難等の防護措置の調整に関すること。 10 原子力班の総括に関すること。			4 原子力防災緊急時連絡網システムに関すること。 5 収集した情報に係る各班、関係機関、市町村等への共有に関すること。 6 プラント状況等に係る一般住民への広報調整に関すること。 7 原子力現地災害対策本部との連絡調整に関すること。 8 原子力災害に係る要員及び資機材の調整に関すること。 9 原子力災害における屋内退避及び避難等の防護措置の調整に関すること。 10 原子力班の総括に関すること。	
発電所監視ユニット	原子力安全対策課主任主査	1 原子力発電所の状況等に関する情報の収集及び共有に関すること。 2 原子力事業者との連絡調整に関すること。	適正化	発電所監視ユニット	原子力安全対策課主任主査	1 原子力発電所の状況等に関する情報の収集及び共有に関すること。 2 原子力事業者との連絡調整に関すること。
モニタリングユニット	放射線監視室主任主査等	1 緊急時モニタリングに関すること。		モニタリングユニット	放射線監視室主任主査等	1 緊急時モニタリングに関すること。
<u>ク</u> 警察班 1 県警災害警備本部との連絡調整に関すること。				<u>h</u> 警察班 1 県警災害警備本部との連絡調整に関すること。		
<u>エ</u> 県災害対策本部・班組織共通事務分掌 (ア) 所属職員及び家族の被害状況の把握に関すること。 (イ) 管理する施設、備品の被害状況の把握に関すること。 (ウ) 関係する各部各班に対する業務予定及び業務報告の提出に関すること。 (エ) 所掌事務に係る関係部署・機関との連絡調整に関すること。 (オ) 班内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 (カ) 事務局各班から要請があった場合における対応要員の派遣に関すること。 (キ) 所掌事務に係る応急復旧計画の作成及び実行に関すること。 (ク) 公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関すること。				<u>エ</u> 県災害対策本部・班組織共通事務分掌 <u>a</u> 所属職員及び家族の被害状況の把握に関すること。 <u>b</u> 管理する施設、備品の被害状況の把握に関すること。 <u>c</u> 関係する各部各班に対する業務予定及び業務報告の提出に関すること。 <u>d</u> 所掌事務に係る関係部署・機関との連絡調整に関すること。 <u>e</u> 班内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 <u>f</u> 事務局各班から要請があった場合における対応要員の派遣に関すること。 <u>g</u> 所掌事務に係る応急復旧計画の作成及び実行に関すること。 <u>h</u> 公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関すること。		
<u>オ</u> 県災害対策本部部・班組織特定事務分掌				<u>オ</u> 県災害対策本部部・班組織特定事務分掌		

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧				修正理由	新			
部	班名	事務分掌	担当事務局班		部	班名	事務分掌	担当事務局班
総務部	知事公室班	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 こと。	総括班		知事公室班	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 こと。	総括班	情報班
		2 災害にかかる広聴及び県民の苦情、相談等の県庁内（以下「庁内」という。）調整に関する事（臨時災害相談所への派遣を含む。）。	情報班			2 災害にかかる広聴及び県民の苦情、相談等の県庁内（以下「庁内」という。）調整に関する事（臨時災害相談所への派遣を含む。）。	情報班	
		3 放送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関する事。				3 放送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関する事。		
		4 広報活動、報道機関の取材対応、記者会見等の調整・記録、その他広報に関する事。				4 広報活動、報道機関の取材対応、記者会見等の調整・記録、その他広報に関する事。		
		5 災害用ホームページの開設、その他インターネットを利用した災害情報の提供に関する事。				5 災害用ホームページの開設、その他インターネットを利用した災害情報の提供に関する事。		
		6 災害写真の撮影、収集及び記録並びに国及び関係機関への広報等に関する事。				6 災害写真の撮影、収集及び記録並びに国及び関係機関への広報等に関する事。		
		7 プレスルームの運営に関する事。	活動支援班			7 プレスルームの運営に関する事。	活動支援班	
	財務班	1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 県議会との連絡に関する事。 3 県税の減免及び猶予措置に関する事。 4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。	総括班		財務班	1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 県議会との連絡に関する事。 3 県税の減免及び猶予措置に関する事。 4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。	総括班	
		5 災害応急対策費の予算措置に関する事。 6 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。	活動支援班			5 災害応急対策費の予算措置に関する事。 6 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。	活動支援班	
		7 部内他班の所掌に属しない事務に関する事。	関係班			7 部内他班の所掌に属しない事務に関する事。	関係班	
	人事班	1 災害時における職員の動員に関する事。 2 職員の非常招集に関する事。 3 対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関する事。 4 被災地の職員の福利厚生に関する事。 5 被災職員（家族も含む。）の集計等に関する事。 6 対応要員の安全確保に関する事。	活動支援班		人事班	1 災害時における職員の動員に関する事。 2 職員の非常招集に関する事。 3 対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関する事。 4 被災地の職員の福利厚生に関する事。 5 被災職員（家族も含む。）の集計等に関する事。 6 対応要員の安全確保に関する事。	活動支援班	

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧			修正理由	新					
文書管財班		7 都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に関する事。	総括班	文書管財班		7 都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に関する事。	総括班		
		8 借上げ避難所等に関する事（共済組合施設に限る。）。	避難支援班			8 借上げ避難所等に関する事（共済組合施設に限る。）。	避難支援班		
		1 公立大学法人及び私立学校の被害の調査に関する事。 2 公立大学法人及び私立学校の児童、生徒及び学生の安否情報に関する事。 3 被災者情報等の個人情報の適正な取扱いに関する事。	情報班			1 公立大学法人及び私立学校の被害の調査に関する事。 2 公立大学法人及び私立学校の児童、生徒及び学生の安否情報に関する事。 3 被災者情報等の個人情報の適正な取扱いに関する事。	情報班		
		4 県庁舎、合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等の被害の調査に関する事。	情報班、 活動支援班			4 県庁舎、合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等の被害の調査に関する事。	情報班、 活動支援班		
		5 災害対策本部室等の確保及び本部内通信回路の設置に関する事。 6 通信連絡体制（福島県総合情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネットワークを除く。）の確保に関する事。 7 集中管理自動車の配車に関する事。	活動支援班			5 災害対策本部室等の確保及び本部内通信回路の設置に関する事。 6 通信連絡体制（福島県総合情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネットワークを除く。）の確保に関する事。 7 集中管理自動車の配車に関する事。	活動支援班		
		8 被災した私立学校の児童及び生徒に対する学用品の支給に関する事。	物資班			8 被災した私立学校の児童及び生徒に対する学用品の支給に関する事。	物資班		
		9 私立学校における要配慮者対策に関する事。 10 被災した私立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関する事。 11 被災地における私立学校の被災児童及び生徒の健康管理及びメンタルヘルスケアに関する事。	関係班			9 私立学校における要配慮者対策に関する事。 10 被災した私立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関する事。 11 被災地における私立学校の被災児童及び生徒の健康管理及びメンタルヘルスケアに関する事。	関係班		
	市町村班		1 市町村の起こす災害復旧事業債の許可等に関する事。		総括班	市町村班		1 市町村の起こす災害復旧事業債の許可等に関する事。	総括班
			2 市町村に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関する事（総務省が所管する応急対策職員派遣制度に係るものを含む。）。 3 市町村分の普通交付税の繰上げ交付に関する事。		総括班 避難支援班 活動支援班 被災者支援班			2 市町村に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関する事（総務省が所管する応急対策職員派遣制度に係るものを含む。）。 3 市町村分の普通交付税の繰上げ交付に関する事。	総括班 避難支援班 活動支援班 被災者支援班
		危機管理班	1 部内の連絡調整に関する事。 2 危険物の規制、高圧ガスの保安、火薬類の取締等に関する事。				危機管理班	1 部内の連絡調整に関する事。 2 危険物の規制、高圧ガスの保安、火薬類の取締等に関する事。	

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧			修正理由	新			
企 画 調 整 部	企画調整班	1 部内各班の連絡調整に関する事 2 政府及び国会に対する要望書等の作成に関する事 3 政府及び国会の視察団の視察の対応及び総合調整に関する事	総括班		企画調整班	1 部内各班の連絡調整に関する事 2 政府及び国会に対する要望書等の作成に関する事 3 政府及び国会の視察団の視察の対応及び総合調整に関する事	総括班
		4 激甚災害法の各部調整に関する事 5 各部における政府及び国会に対する要望等並びに資料作成の総合調整に関する事	関係班			4 激甚災害法の各部調整に関する事 5 各部における政府及び国会に対する要望等並びに資料作成の総合調整に関する事	関係班
		6 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事	活動支援班			6 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事	活動支援班
		7 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事	総括班			7 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事	総括班
		8 部内他班の所掌に属しない事務に関する事	関係班			8 部内他班の所掌に属しない事務に関する事	関係班
	地域づくり班	1 各部各班、事務局各班の応援に関する事	活動支援班		地域づくり班	1 各部各班、事務局各班の応援に関する事	活動支援班
情報統計班	1 通信連絡体制（福島県情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネットワークに限る。）の確保に関する事	活動支援班	情報統計班	1 通信連絡体制（福島県情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネットワークに限る。）の確保に関する事	活動支援班		
避 難 地 域 復 興 部	避難地域復興班	1 駐在先市町村の被害状況の把握に関する事	情報班		避難地域復興班	1 駐在先市町村の被害状況の把握に関する事	情報班
		2 駐在先市町村と県（災害対策地方本部）との連絡調整に関する事	総括班			2 駐在先市町村と県（災害対策地方本部）との連絡調整に関する事	総括班
		3 東日本大震災に係る災害救助法に基づく経費の支弁に関する事 4 東日本大震災に係る被災者生活再建支援制度に関する事 5 東日本大震災に係る災害弔慰金の支給等に関する法律の施行に関する事 6 東日本大震災に係る賃貸型応急住宅に関する事（制度構築等）	被災者支援班			3 東日本大震災に係る災害救助法に基づく経費の支弁に関する事 4 東日本大震災に係る被災者生活再建支援制度に関する事 5 東日本大震災に係る災害弔慰金の支給等に関する法律の施行に関する事 6 東日本大震災に係る賃貸型応急住宅に関する事（制度構築等）	被災者支援班
文 化 ス ポ ー ツ 部	文化スポーツ班	1 特定非営利活動法人に係る情報の収集及び提供に関する事	情報班		文化スポーツ班	1 特定非営利活動法人に係る情報の収集及び提供に関する事	情報班
		2 文化施設、体育施設等の被害に関する事	情報班 活動支援班			2 文化施設、体育施設等の被害に関する事	情報班 活動支援班

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		修正理由	新			
生活環境部	生活環境班	1 部内各班の連絡調整に関する事	総括班	生活環境班	1 部内各班の連絡調整に関する事	総括班
		2 生活交通関係の被害の調査に関する事	情報班		2 生活交通関係の被害の調査に関する事	情報班
		3 男女共同参画に係る施設の被害の調査に関する事			3 男女共同参画に係る施設の被害の調査に関する事	
		4 避難所運営等における人権・男女共参画に関する事	避難支援班		4 避難所運営等における人権・男女共参画に関する事	避難支援班
		5 外国人等の要配慮者対策に関する事			5 外国人等の要配慮者対策に関する事	
		6 発災時以降における安否情報（外国籍の者に限る。）の収集、整理及び日本赤十字社への提供に関する事	情報班		6 発災時以降における安否情報（外国籍の者に限る。）の収集、整理及び日本赤十字社への提供に関する事	情報班
		7 被災地区における消費者保護対策に関する事	関係班		7 被災地区における消費者保護対策に関する事	関係班
		8 輸送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関及び他の民間事業の輸送力の把握に関する事	物資班		8 輸送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関及び他の民間事業の輸送力の把握に関する事	物資班
		9 被災地等における緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関する事	活動支援班		9 被災地等における緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関する事	活動支援班
		10 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事			10 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事	
	11 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事	総括班	11 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事	総括班		
	12 部内他班の所掌に属しない事務に関する事	関係班	12 部内他班の所掌に属しない事務に関する事	関係班		
	環境共生班	1 自然公園等に係る施設の被害の調査に関する事	情報班	環境共生班	1 自然公園等に係る施設の被害の調査に関する事	情報班
2 被災地における環境汚染（水、大気・土壌関係に限る。）の応急対策に関する事		関係班	2 被災地における環境汚染（水、大気・土壌関係に限る。）の応急対策に関する事		関係班	
環境保全班	1 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関する事	総括班	環境保全班	1 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関する事	総括班	
	2 被災地における環境汚染（廃棄物に限る。）の応急対策に関する事	関係班		2 被災地における環境汚染（廃棄物に限る。）の応急対策に関する事	関係班	
	3 災害廃棄物処理に係る市町村への応援職員ニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関する事	総括班		3 災害廃棄物処理に係る市町村への応援職員ニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関する事	総括班	
保健福祉班	1 部内各班の連絡調整に関する事	総括班	保健福祉班	1 部内各班の連絡調整に関する事	総括班	
	2 福祉関係施設における被害の取りまとめに関する事	情報班		2 福祉関係施設における被害の取りまとめに関する事	情報班	
	3 県社会福祉事業団の安否情報の収集及			3 県社会福祉事業団の安否情報の収集及		

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧			修正理由	新					
福 社 部		び整理に関すること。 4 部内における安否情報の取りまとめに関すること。	防災基本計画 の修正	福 社 部		び整理に関すること。 4 部内における安否情報の取りまとめに関すること。			
		5 要配慮者対策に係る部内の調整に関すること。 6 被災地におけるメンタルヘルスケアに係る部内の調整に関すること。 7 災害時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関すること。			関係班		5 要配慮者対策に係る部内の調整に関すること。 6 被災地におけるメンタルヘルスケアに係る部内の調整に関すること。 7 災害時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関すること。	関係班	
		8 福祉避難所に係る部内の調整に関すること。			避難支援班		8 福祉避難所に係る部内の調整に関すること。	避難支援班	
		9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。			活動支援班		9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。	活動支援班	
		10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。 11 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。			総括班		10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。 11 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	総括班	
	生活福祉班	1 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の被害の調査に関すること。 2 県立社会福祉施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。 3 被災者に対する生活福祉資金の貸付けに関すること。			情報班		生活福祉班	1 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の被害の調査に関すること。 2 県立社会福祉施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。 3 被災者に対する生活福祉資金の貸付けに関すること。	情報班
		4 社会福祉協議会（ <u> </u> ボランティアセンター）との連絡体制に関すること。			情報班 活動支援班		4 社会福祉協議会（ 災害 ボランティアセンター）との連絡体制に関すること。	情報班 活動支援班	
		5 高齢者、障がい者、難病患者等の要配慮者対策に関すること。 6 被災地における障がい者の援護対策に関すること。 7 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の応急復旧に関すること。 8 被災地における高齢者等のメンタルヘルスケアに関すること。			関係班		5 高齢者、障がい者、難病患者等の要配慮者対策に関すること。 6 被災地における障がい者の援護対策に関すること。 7 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の応急復旧に関すること。 8 被災地における高齢者等のメンタルヘルスケアに関すること。	関係班	
		9 福祉避難所に関する（生活福祉班が所掌するものに限る。）			避難支援班		9 福祉避難所に関する（生活福祉班が所掌するものに限る。）	避難支援班	
		10 災害義援金の受入れ及び配分手続き等に係る庁内調整に関すること。			総括班		10 災害義援金の受入れ及び配分手続き等に係る庁内調整に関すること。	総括班	
	健康衛生班	1 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の被害の調査に関すること。			情報班		健康衛生班	1 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の被害の調査に関すること。	情報班

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧				修正理由	新				
こども未来部	こども未来班	1 青少年の育成施設の被害の調査に関する こと。 2 児童福祉施設等の被害の調査に関する こと。	情報班 活動支援班	適正化	こども未来部	こども未来班	1 青少年の育成施設の被害の調査に関する こと。 2 児童福祉施設等の被害の調査に関する こと。	情報班 活動支援班	
		3 障がい児、児童及び母子世帯の要配慮 者対策に関すること。 4 被災時における障がい児、児童及び母 子世帯の援護対策に関すること。 5 児童福祉施設等の応急復旧に関するこ と。 6 被災地における被災児童等のメンタル ヘルスケアに関すること。	関係班				3 障がい児、児童及び母子世帯の要配慮 者対策に関すること。 4 被災時における障がい児、児童及び母 子世帯の援護対策に関すること。 5 児童福祉施設等の応急復旧に関するこ と。 6 被災地における被災児童等のメンタル ヘルスケアに関すること。	関係班	
		7 福祉避難所に関すること（こども未来 班が所掌するものに限る。）。)	避難支援班				7 福祉避難所に関すること（こども未来 班が所掌するものに限る。）。)	避難支援班	
商工労働部	商工労働班	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 協力事業者等による災害支援に関する こと。	総括班			商工労働部	商工労働班	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 協力事業者等による災害支援に関する こと。	総括班
		3 商工関係施設の被害の調査に関するこ と。	情報班					3 商工関係施設の被害の調査に関するこ と。	情報班
		4 商工関係施設の応急復旧に関するこ と。 5 被害事業者等に対する各種資金の提供 及びあっせんに関すること。 6 被災者に対する就業のあっせんに関す ること。	関係班					4 商工関係施設の応急復旧に関するこ と。 5 被害事業者等に対する各種資金の提供 及びあっせんに関すること。 6 被災者に対する就業のあっせんに関す ること。	関係班
		7 災害支援物資等の受入・配送施設の確 保に関すること。 8 災害支援物資等の集積所での受入及び 配送の指示（庁内調整を含む。）に関す ること。	物資班					7 災害支援物資等の受入・配送施設の確 保に関すること。 8 災害支援物資等の集積所での受入及び 配送の指示（庁内調整を含む。）に関す ること。	物資班
		9 部内の災害対応要員の確保及びローテ ーションに関すること。	活動支援班					9 部内の災害対応要員の確保及びローテ ーションに関すること。	活動支援班
		10 部内における国、他県等からの応援職 員の把握に関すること。	総括班					10 部内における国、他県等からの応援職 員の把握に関すること。	総括班
		11 部内他班の所掌に属しない事務に関す ること。	関係班					11 部内他班の所掌に属しない事務に関す ること。	関係班
		産業振興班	1 応急救助のための食料品類、毛布、衣 料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品 の調達に関すること。 2 物資の調達及び被災地への物資の配送 に係る庁内調整に関すること。					物資班	産業振興班

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧			修正理由	新					
		7 被災漁業者に対する漁業金融及び漁業災害補償に関する事 8 農作物等の出荷制限に関する事 9 農作物の採取制限、農耕制限に関する事 10 水産関係施設（漁港関係施設を除く。）、漁船等の応急復旧に関する事 11 家畜救護対策に関する事	関係班			7 被災漁業者に対する漁業金融及び漁業災害補償に関する事 8 農作物等の出荷制限に関する事 9 農作物の採取制限、農耕制限に関する事 10 水産関係施設（漁港関係施設を除く。）、漁船等の応急復旧に関する事 11 家畜救護対策に関する事	関係班		
	農村整備班	1 農地及び農業用施設の被害の調査に関する事	情報班		農村整備班	1 農地及び農業用施設の被害の調査に関する事	情報班		
		2 農地及び農業用施設の応急復旧に関する事	関係班			2 農地及び農業用施設の応急復旧に関する事	関係班		
		3 農業水利の確保に関する事 4 災害発生時における福島市農道離着陸場活用の福島市等との調整に関する事	総括班			3 農業水利の確保に関する事 4 災害発生時における福島市農道離着陸場活用の福島市等との調整に関する事	総括班		
	森林林業班	1 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の被害の調査に関する事	情報班		森林林業班	1 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の被害の調査に関する事	情報班		
		2 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の応急復旧に関する事 3 被災林業者に対する林業金融に関する事 4 災害応急用国有林材の需要量の掌握及び払下げのあっせん並びに森林管理局との連絡に関する事	関係班			2 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の応急復旧に関する事 3 被災林業者に対する林業金融に関する事 4 災害応急用国有林材の需要量の掌握及び払下げのあっせん並びに森林管理局との連絡に関する事	関係班		
	土 木 部	土木班	1 部内各班の連絡調整に関する事 2 災害復旧予算に関する事		総括班	土 木 部	土木班	1 部内各班の連絡調整に関する事 2 災害復旧予算に関する事	総括班
			3 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事		活動支援班			3 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事	活動支援班
			4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事		総括班			4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事	総括班
			5 部内他班の所掌に属しない事務に関する事		関係班			5 部内他班の所掌に属しない事務に関する事	関係班
1 土木関係の被害の取りまとめに関する事			情報班	1 土木関係の被害の取りまとめに関する事	情報班				
企画技術班		2 部内の災害応急対策の取りまとめに関する事	関係班	企画技術班	2 部内の災害応急対策の取りまとめに関する事	関係班			
		1 道路、橋りょう等の被害及び通行が不可能な箇所の被害に関する事	情報班		道路班	1 道路、橋りょう等の被害及び通行が不可能な箇所の被害に関する事	情報班		
道路班		2 道路及び橋りょうの被害の応急復旧に関する事	関係班	道路班		2 道路及び橋りょうの被害の応急復旧に関する事	関係班		

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		修正理由	新		
	3 通行路線の調整（自衛隊、東日本高速道路(株)等の調整を含む。）に関する事	総括班 活動支援班		3 通行路線の調整（自衛隊、東日本高速道路(株)等の調整を含む。）に関する事	総括班 活動支援班
	4 緊急輸送路の確保に関する事	総括班 避難支援班 物資班		4 緊急輸送路の確保に関する事	総括班 避難支援班 物資班
	5 災害発生時における道の駅等の施設利用に関する事	総括班		5 災害発生時における道の駅等の施設利用に関する事	総括班
河川港湾班	1 水防情報の収集及び通報に関する事	総括班 情報班 活動支援班		1 水防情報の収集及び通報に関する事	総括班 情報班 活動支援班
	2 公共土木施設被害の取りまとめに関する事	情報班		2 公共土木施設被害の取りまとめに関する事	情報班
	3 河川、海岸施設、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の被害の調査に関する事			3 河川、海岸施設、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の被害の調査に関する事	
	4 土砂災害、雪崩災害の被害の調査に関する事			4 土砂災害、雪崩災害の被害の調査に関する事	
	5 水防活動に関する事	総括班		5 水防活動に関する事	総括班
	6 河川、海岸関係、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の応急復旧に関する事	関係班		6 河川、海岸関係、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の応急復旧に関する事	関係班
	7 土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関する事			7 土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関する事	
	8 港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の受入に関する事	避難支援班		8 港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の受入に関する事	避難支援班
	9 福島空港における緊急救援及び住民避難等のための航空機の受入に関する事	総括班 避難支援班		9 福島空港における緊急救援及び住民避難等のための航空機の受入に関する事	総括班 避難支援班
都市班	1 都市施設及び下水道の被害の調査に関する事	情報班		1 都市施設及び下水道の被害の調査に関する事	情報班
	2 都市施設及び下水道の応急復旧に関する事	関係班		2 都市施設及び下水道の応急復旧に関する事	関係班
	3 被災宅地の危険度判定に関する事	被災者支援班		3 被災宅地の危険度判定に関する事	被災者支援班
建築班	1 応急仮設住宅の建設に関する事	被災者支援班		1 応急仮設住宅の建設に関する事	被災者支援班
	2 応急仮設住宅の建設に要する資材の調達及びあっせん並びに住宅関係の資金融通に関する事			2 応急仮設住宅の建設に要する資材の調達及びあっせん並びに住宅関係の資金融通に関する事	
	3 被災建築物の応急危険度判定に関する事			3 被災建築物の応急危険度判定に関する事	
	4 公営住宅等の一時使用に関する事			4 公営住宅等の一時使用に関する事	
	5 賃貸型応急住宅に関する事（契約事務等）			5 賃貸型応急住宅に関する事（契約事務等）	

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧			修正理由	新			
		6 県有施設の応急的営繕工事に関する こと。	活動支援班			6 県有施設の応急的営繕工事に関する こと。	活動支援班
		7 県営住宅の応急復旧に関する こと。	関係班			7 県営住宅の応急復旧に関する こと。	関係班
		8 県営住宅の被害調査のとりまとめに 関すること。	情報班			8 県営住宅の被害調査のとりまとめに 関すること。	情報班
出納部	出納班	1 部内各班、事務局各班の応援に 関すること。	活動支援班	出納部	出納班	1 部内各班、事務局各班の応援に 関すること。	活動支援班
病院部	病院班	1 県立病院の被害の調査に関する こと。	情報班	病院部	病院班	1 県立病院の被害の調査に関する こと。	情報班
		2 県立病院の安否情報の収集及び整理に 関すること。	関係班			2 県立病院の安否情報の収集及び整理に 関すること。	関係班
	3 災害時における応急医療及び助産に 関すること。	情報班			3 災害時における応急医療及び助産に 関すること。	情報班	
	4 被災地への医療救護班（県立病院関係 に限る。）の派遣に関する こと。		4 被災地への医療救護班（県立病院関係 に限る。）の派遣に関する こと。		5 県立病院の応急復旧に関する こと。		5 県立病院の応急復旧に関する こと。
企業局	企業班	1 所管する施設等の被害のとりまとめに 関すること。	情報班	企業局	企業班	1 所管する施設等の被害のとりまとめに 関すること。	情報班
		2 所管する施設の応急復旧に関する こと。	関係班			2 所管する施設の応急復旧に関する こと。	関係班
教育部	教育総務班	1 教育部内各班の連絡調整に関する こと。	総括班	教育部	教育総務班	1 教育部内各班の連絡調整に関する こと。	総括班
		2 災害発生時における教育関係職員の動 員に関する こと。	活動支援班			2 災害発生時における教育関係職員の動 員に関する こと。	活動支援班
		3 教育関係職員の非常招集に関する こと。	活動支援班			3 教育関係職員の非常招集に関する こと。	活動支援班
		4 被災教育関係職員（家族を含む。）の集 計等に関する こと。				4 被災教育関係職員（家族を含む。）の集 計等に関する こと。	
		5 教育部内の災害対応要員の確保及びロ ーテーションに関する こと。	総括班			5 教育部内の災害対応要員の確保及びロ ーテーションに関する こと。	総括班
		6 教育部内における国、他県等からの応 援職員の把握に関する こと。				6 教育部内における国、他県等からの応 援職員の把握に関する こと。	
		7 教育部内他班の所掌に属しない事務に 関すること。	関係班			7 教育部内他班の所掌に属しない事務に 関すること。	関係班
	財務班	1 公立学校の応急復旧に関する こと。	関係班		財務班	1 公立学校の応急復旧に関する こと。	関係班
	職員班	1 対応要員（教育関係職員に限る。）の安 全確保に関する こと。	活動支援班		職員班	1 対応要員（教育関係職員に限る。）の安 全確保に関する こと。	活動支援班
	福利班	1 借上げ避難所に係る教育部内の調整に 関すること。	避難支援班		福利班	1 借上げ避難所に係る教育部内の調整に 関すること。	避難支援班

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		修正理由	新	
		関すること。		関すること。
		2 被災地の教育関係職員（家族を含む。）の福利厚生に関する事。	活動支援班	2 被災地の教育関係職員（家族を含む。）の福利厚生に関する事。
	社会教育班	1 社会教育施設の被害に関する事。	情報班	1 社会教育施設の被害に関する事。
		2 美術館及び博物館等収蔵品の保全に関する事。	関係班	2 美術館及び博物館等収蔵品の保全に関する事。
		3 社会教育施設における避難所の開設支援等に関する事。	避難支援班	3 社会教育施設における避難所の開設支援等に関する事。
	文化財班	1 文化財の被害の調査に関する事。	情報班	1 文化財の被害の調査に関する事。
		2 文化財の保全に関する事。	関係班	2 文化財の保全に関する事。
	義務教育班	1 被災した公立学校（小学校、中学校）の児童及び生徒に対する学用品の支給に関する事。	物資班	1 被災した公立学校（小学校、中学校）の児童及び生徒に対する学用品の支給に関する事。
		2 被災地における公立学校（小学校、中学校）の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関する事。	関係班	2 被災地における公立学校（小学校、中学校）の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関する事。
		3 被災地の義務教育の確保及び教職員の動員に関する事。		3 被災地の義務教育の確保及び教職員の動員に関する事。
		4 対応要員（義務教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関する事。	活動支援班	4 対応要員（義務教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関する事。
		5 公立学校（小学校、中学校）の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関する事。	情報班	5 公立学校（小学校、中学校）の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関する事。
		6 公立学校（小学校、中学校）の被害の調査に関する事。		6 公立学校（小学校、中学校）の被害の調査に関する事。
	高校教育班	1 被災した公立学校（高等学校）の生徒に対する学用品の支給に関する事。	物資班	1 被災した公立学校（高等学校）の生徒に対する学用品の支給に関する事。
		2 被災地における公立学校（高等学校）の被災生徒のメンタルヘルスケアに関する事。	関係班	2 被災地における公立学校（高等学校）の被災生徒のメンタルヘルスケアに関する事。
		3 被災地の高校教育の確保及び教職員の動員に関する事。		3 被災地の高校教育の確保及び教職員の動員に関する事。
		4 公立学校（高等学校）における避難所の開設支援等に関する事。	避難支援班	4 公立学校（高等学校）における避難所の開設支援等に関する事。
		5 対応要員（高校教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関する事。	活動支援班	5 対応要員（高校教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関する事。
		6 公立学校（高等学校）の生徒の安否情報の収集及び整理に関する事。	情報班	6 公立学校（高等学校）の生徒の安否情報の収集及び整理に関する事。
		7 公立学校（高等学校）の被害の調査に関する事。		7 公立学校（高等学校）の被害の調査に関する事。

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧				修正理由	新			
	特別支援教育班	1 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の要配慮者対策に関すること。 2 被災地における公立学校(特別支援学校)の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。 3 被災地の特別支援教育の確保及び教職員の動員に関すること。	関係班		特別支援教育班	1 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の要配慮者対策に関すること。 2 被災地における公立学校(特別支援学校)の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。 3 被災地の特別支援教育の確保及び教職員の動員に関すること。	関係班	
		4 被災した公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。	物資班			4 被災した公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。	物資班	
		5 対応要員（特別支援教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関すること。	活動支援班			5 対応要員（特別支援教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関すること。	活動支援班	
		6 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。 7 公立学校(特別支援学校)の被害の調査に関すること。	情報班			6 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。 7 公立学校(特別支援学校)の被害の調査に関すること。	情報班	
	健康教育班	1 公立学校の児童及び生徒の要配慮者対策に関すること（特別支援教育班が所掌するものを除く。）。 2 被災した公立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること。	関係班		健康教育班	1 公立学校の児童及び生徒の要配慮者対策に関すること（特別支援教育班が所掌するものを除く。）。 2 被災した公立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること。	関係班	
警察本部	県本部 災害警備本部	1 災害情報の収集並びに気象情報及び警報の伝達に関すること。 2 防災関係機関との連絡に関すること。 3 災害警備部隊の運用に関すること。 4 住民避難、誘導等に関すること。 5 被災者の安否情報の収集及び提供に関すること。 6 犯罪の予防、取締りに関すること。 7 災害時の交通の確保及び通行の禁止又は通行の制限に関すること。 8 災害時の緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関すること。 9 広報、報道対策に関すること。 10 警察通信に関すること。 11 その他災害警備活動一般に関すること。	関係班	警察本部	県本部 災害警備本部	1 災害情報の収集並びに気象情報及び警報の伝達に関すること。 2 防災関係機関との連絡に関すること。 3 災害警備部隊の運用に関すること。 4 住民避難、誘導等に関すること。 5 被災者の安否情報の収集及び提供に関すること。 6 犯罪の予防、取締りに関すること。 7 災害時の交通の確保及び通行の禁止又は通行の制限に関すること。 8 災害時の緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関すること。 9 広報、報道対策に関すること。 10 警察通信に関すること。 11 その他災害警備活動一般に関すること。	関係班	
		その他委員会事務局	1 他都道府県議会からの調査に関すること（議会事務局）。 2 各部各班、事務局各班への災害派遣要員の応援に関すること。 3 他班に属しない業務に関すること。			関係班 活動支援班	その他委員会事務局	1 他都道府県議会からの調査に関すること（議会事務局）。 2 各部各班、事務局各班への災害派遣要員の応援に関すること。 3 他班に属しない業務に関すること。

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p><u>(4)</u> 原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部</p> <p>本部長（知事）は、原子力災害の特殊性を踏まえ、災害対策本部の設置と同時に、県原子力現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）及び災害対策地方本部を設置するものとする。</p> <p>現地本部の所掌事務等は次のとおりとする。</p> <p>なお、災害対策地方本部の所掌事務は、福島県地域防災計画（一般災害対策編及び地震・津波災害対策編）に準拠するものとする。</p> <p>ア 現地本部の所掌事務</p> <p>(ア) 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。</p> <p>(イ) 機能班への要員派遣及び活動の支援に関すること。</p> <p>(ロ) 災害対策本部との連絡調整に関すること。</p> <p>(ハ) 国、関係市町村及び現地の防災関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(ニ) 緊急時モニタリング、原子力災害医療、警備等の現地における応急対策の実施に関すること。</p> <p>(ホ) 実施状況に関する情報の収集に関すること。</p> <p>(ヘ) 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の管理に関すること。</p> <p>(ニ) 次項「イ 各班の事務分掌」に定めること。</p> <p>(ケ) その他本部長及び現地本部長が指示する事項に関すること。</p> <p>イ 現地本部の組織及び各班の事務分掌</p> <p>現地本部の活動は、(表7) 現地本部組織表及び(表9) 現地本部の各班の事務分掌により実施するものとする。</p> <p>(表7～9 略)</p> <p>ウ 防災関係機関の連絡員の派遣</p> <p>本部長（知事）は、現地本部を設置した場合には、関係市町村、発電所、自衛隊、福島海上保</p>	<p>適正化</p>	<p><u>(5)</u> 原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部</p> <p>本部長（知事）は、原子力災害の特殊性を踏まえ、災害対策本部の設置と同時に、県原子力現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）及び災害対策地方本部を設置するものとする。</p> <p>現地本部の所掌事務等は次のとおりとする。</p> <p>なお、災害対策地方本部の所掌事務は、福島県地域防災計画（一般災害対策編及び地震・津波災害対策編）に準拠するものとする。</p> <p>ア 現地本部の所掌事務</p> <p>(ア) 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。</p> <p>(イ) 機能班への要員派遣及び活動の支援に関すること。</p> <p>(ロ) 災害対策本部との連絡調整に関すること。</p> <p>(ハ) 国、関係市町村及び現地の防災関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(ニ) 緊急時モニタリング、原子力災害医療、警備等の現地における応急対策の実施に関すること。</p> <p>(ホ) 実施状況に関する情報の収集に関すること。</p> <p>(ヘ) 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の管理に関すること。</p> <p>(ニ) 次項「イ 各班の事務分掌」に定めること。</p> <p>(ケ) その他本部長及び現地本部長が指示する事項に関すること。</p> <p>イ 現地本部の組織及び各班の事務分掌</p> <p>現地本部の活動は、(表7) 現地本部組織表及び(表9) 現地本部の各班の事務分掌により実施するものとする。</p> <p>(表7～9 略)</p> <p>ウ 防災関係機関の連絡員の派遣</p> <p>本部長（知事）は、現地本部を設置した場合には、関係市町村、発電所、自衛隊、福島海上保</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>安部、関係市町村を管轄する消防本部及びその他の防災関係機関に対し連絡員を要請し、応急対策の円滑な実施を図るものとする。</p> <p>なお、原子力緊急事態宣言の発出により合同対策協議会が組織され、これらの関係機関が当該協議会の構成員となる場合は除くものとする。</p> <p>エ 現地本部の設置場所</p> <p>現地本部は、原則として原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に設置するものとする。</p> <p>オ 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）への要員の派遣</p> <p>本部長（知事）は、特定事象の発生により施設敷地緊急事態に該当し、国が原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に現地事故対策連絡会議を開催する場合、又は原子力緊急事態宣言の発出により合同対策協議会が組織される場合、（表7）に定める職員を原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に派遣するものとする。</p> <p>カ 現地本部機能の本部による代行</p> <p>複合災害の発生による交通障害等により速やかな要員の参集が困難な場合など、現地本部の機能を本部事務局が代行する際は、（表8）災害対策本部事務局による現地本部の代行のとおりとする。また、その際、現地本部から本部事務局に派遣する職員は、現地本部長が別に指定するものとする。</p> <p><u>（5）</u> 専門家等の派遣要請等</p> <p>本部長（知事）は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、国〔原子力規制委員会〕及び関係機関に対して、原災法第10条第2項に基づく国の専門的知識を有する職員の派遣を要請するものとする。</p> <p><u>（6）</u> 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p>ア 県〔危機管理総室〕は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道</p>	<p>適正化</p>	<p>安部、関係市町村を管轄する消防本部及びその他の防災関係機関に対し連絡員を要請し、応急対策の円滑な実施を図るものとする。</p> <p>なお、原子力緊急事態宣言の発出により合同対策協議会が組織され、これらの関係機関が当該協議会の構成員となる場合は除くものとする。</p> <p>エ 現地本部の設置場所</p> <p>現地本部は、原則として原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に設置するものとする。</p> <p>オ 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）への要員の派遣</p> <p>本部長（知事）は、特定事象の発生により施設敷地緊急事態に該当し、国が原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に現地事故対策連絡会議を開催する場合、又は原子力緊急事態宣言の発出により合同対策協議会が組織される場合、（表7）に定める職員を原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に派遣するものとする。</p> <p>カ 現地本部機能の本部による代行</p> <p>複合災害の発生による交通障害等により速やかな要員の参集が困難な場合など、現地本部の機能を本部事務局が代行する際は、（表8）災害対策本部事務局による現地本部の代行のとおりとする。また、その際、現地本部から本部事務局に派遣する職員は、現地本部長が別に指定するものとする。</p> <p><u>（6）</u> 専門家等の派遣要請等</p> <p>本部長（知事）は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、国〔原子力規制委員会〕及び関係機関に対して、原災法第10条第2項に基づく国の専門的知識を有する職員の派遣を要請するものとする。</p> <p><u>（7）</u> 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p>ア 県〔危機管理総室〕は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>4 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における活動</p> <p>県は、特定事象の発生等により施設敷地緊急事態に該当し、国が原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に現地事故対策連絡会議を開催する場合、及び原子力緊急事態宣言の発出等により合同対策協議会が組織される場合に、職員を原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に派遣し、国、関係市町村、事業者及び防災関係機関と共同して、情報の収集・伝達、及び緊急時モニタリング、原子力災害医療活動等の応急対策活動を行うものとする。</p> <p>（４（１）～（３） 略）</p> <p>（４）原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における機能班での活動</p> <p>ア 機能班の設置</p> <p>国現地対策本部は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において、県現地本部、<u> </u> 応急対策実施区域を管轄する市町村災害対策本部、原子力事業者、指定公共機関及び指定地方公共機関等とともに、情報把握等のため、機能別に分けた班にそれぞれ職員を配置し、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会（全体会議）への報告及び決定事項の関係機関への連絡、実施等を行うこととされている。</p> <p>なお、各機能班の運営及び主な業務については、国が定める「原子力緊急事態等現地对応マニュアル（福島県）」による。</p> <p>イ 県は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において、現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会の組織とともに設置される各機能班に現地本部要員を派遣し、発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。</p> <p>なお、各機能班が活動を開始した場合、それ以前に現地本部が行っていた事務の一部は、機能班に引き継ぐものとする。</p> <p>ウ 各機能班に派遣する職員以外の現地本部員は、合同対策協議会（機能班）及び現地本部長</p>	<p>防災基本計画 の修正</p>	<p>4 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における活動</p> <p>県は、特定事象の発生等により施設敷地緊急事態に該当し、国が原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に現地事故対策連絡会議を開催する場合、及び原子力緊急事態宣言の発出等により合同対策協議会が組織される場合に、職員を原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に派遣し、国、関係市町村、事業者及び防災関係機関と共同して、情報の収集・伝達、及び緊急時モニタリング、原子力災害医療活動等の応急対策活動を行うものとする。</p> <p>（４（１）～（３） 略）</p> <p>（４）原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における機能班での活動</p> <p>ア 機能班の設置</p> <p>国現地対策本部は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において、県現地本部、緊急事態 応急対策実施区域を管轄する市町村災害対策本部、原子力事業者、指定公共機関及び指定地方公共機関等とともに、情報把握等のため、機能別に分けた班にそれぞれ職員を配置し、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会（全体会議）への報告及び決定事項の関係機関への連絡、実施等を行うこととされている。</p> <p>なお、各機能班の運営及び主な業務については、国が定める「原子力緊急事態等現地对応マニュアル（福島県）」による。</p> <p>イ 県は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において、現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会の組織とともに設置される各機能班に現地本部要員を派遣し、発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。</p> <p>なお、各機能班が活動を開始した場合、それ以前に現地本部が行っていた事務の一部は、機能班に引き継ぐものとする。</p> <p>ウ 各機能班に派遣する職員以外の現地本部員は、合同対策協議会（機能班）及び現地本部長</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>(各班長)の指示等により応急対策活動に従事するものとする。</p> <p>(5 略)</p> <p>(6 (1)～(4) 略)</p> <p>(5) 県内各地における空間____線量率等の測定 緊急時モニタリングセンター〔原子力規制委員会〕は、重点区域外の県民等の安全を確保するため、市町村等の協力を得て県内全市町村において、空間____線量率等の測定を行うものとする。</p> <p>測定結果については、危機管理総室又は災害対策本部設置後は災害対策本部が、総合情報通信ネットワークや電子メール等により、県内全市町村、関係機関等に送付するものとする。</p> <p>(7 (1)～(5) 略)</p> <p>(6) 指定避難所の設置 ア 指定避難所の開設 県〔災害対策本部〕は、関係市町村において避難の必要が生じた場合は、県広域避難計画に基づき、受入先の市町村に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施について協力を要請するものとする。</p> <p>また、この場合、県から要請を受けた受入先の市町村は、関係市町村と協議のうえ、広域避難計画等に定める施設の中から受け入れに必要な指定避難所を開設するものとし、関係市町村は原則として各指定避難所に市町村職員等を維持、管理のための責任者として配置し、受入先の市町村職員、施設管理者や避難住民等と連携して運営を行うものとする。</p> <p>なお、県は、指定避難所となる県有施設の運営を主体的に行うとともに、受入先となる市町村</p>	適正化	<p>(各班長)の指示等により応急対策活動に従事するものとする。</p> <p>(5 略)</p> <p>(6 (1)～(4) 略)</p> <p>(5) 県内各地における空間放射線量率等の測定 緊急時モニタリングセンター〔原子力規制委員会〕は、重点区域外の県民等の安全を確保するため、市町村等の協力を得て県内全市町村において、空間放射線量率等の測定を行うものとする。</p> <p>測定結果については、危機管理総室又は災害対策本部設置後は災害対策本部が、総合情報通信ネットワークや電子メール等により、県内全市町村、関係機関等に送付するものとする。</p> <p>(7 (1)～(5) 略)</p> <p>(6) 指定避難所の設置 ア 指定避難所の開設 県〔災害対策本部〕は、関係市町村において避難の必要が生じた場合は、県広域避難計画に基づき、受入先の市町村に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施について協力を要請するものとする。</p> <p>また、この場合、県から要請を受けた受入先の市町村は、関係市町村と協議のうえ、広域避難計画等に定める施設の中から受け入れに必要な指定避難所を開設するものとし、関係市町村は原則として各指定避難所に市町村職員等を維持、管理のための責任者として配置し、受入先の市町村職員、施設管理者や避難住民等と連携して運営を行うものとする。</p> <p>なお、県は、指定避難所となる県有施設の運営を主体的に行うとともに、受入先となる市町村</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>の指定避難所に対して職員を派遣するものとし、あらかじめその派遣体制を整えておくものとする。</p> <p>イ 避難者等の情報把握</p> <p>県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。</p> <p>また、民生・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。</p> <p>ウ 指定避難所の生活環境把握等</p> <p>県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つ<u>密</u>（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">なお、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p>	<p>適正化</p> <p>防災基本計画</p> <p>の修正</p>	<p>の指定避難所に対して職員を派遣するものとし、あらかじめその派遣体制を整えておくものとする。</p> <p>イ 避難者等の情報把握</p> <p>県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。</p> <p>また、民生・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。</p> <p>ウ 指定避難所の生活環境把握等</p> <p>県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つ<u>の密</u>（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。<u>積雪寒冷地においては、冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。夏季に置いては、避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。孤立する恐れのある集落や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮するものとする。</u>なお、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>エ 指定避難所における健康状況の把握等</p> <p>県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、厚生労働省と連携し、指定避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、県は市町村と連携し、保健師・管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。なお、県は市町村と連携し、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>オ 指定避難所の運営における配慮</p> <p>県〔災害対策本部〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p>また、避難の長期化に際しては、必要に応じて関係機関・関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食の提供を実施するものとする。</p> <p>カ 二次避難所への移動</p> <p>県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、国と連携し、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化が見込まれる場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を鑑み、必要に応じて、二次避難所として旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>キ 避難所の早期解消</p> <p>県〔災害対策本部〕は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、</p>		<p>エ 指定避難所における健康状況の把握等</p> <p>県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、厚生労働省と連携し、指定避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、県は市町村と連携し、保健師・管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。なお、県は市町村と連携し、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>オ 指定避難所の運営における配慮</p> <p>県〔災害対策本部〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p>また、避難の長期化に際しては、必要に応じて関係機関・関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食の提供を実施するものとする。</p> <p>カ 二次避難所への移動</p> <p>県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、国と連携し、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化が見込まれる場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を鑑み、必要に応じて、二次避難所として旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>キ 避難所の早期解消</p> <p>県〔災害対策本部〕は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>ク 応急仮設住宅における配慮</p> <p>県〔災害対策本部〕は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。</p> <p>ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。</p> <p>また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p>（ 7（ 7）～ 7（ 9） 略）</p> <p>（ 10）警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置</p> <p>県〔災害対策本部（避難支援班）〕及び警察本部は、現地対策本部、関係機関等と連携し、市町村長等が設定した警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から<u>防災業務関係者</u>以外の車両等が進入しないよう指導するとともに、重点区域の内外において<u>通行</u>規制を実施するなどして、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>また、福島海上保安部は、巡視船艇及び航空機により市町村長等が設定した警戒区域の警戒を実施するものとする。</p> <p>（ 7（ 11）～ 9 略）</p>	<p>原子力規制庁 連絡事項 適正化</p>	<p>避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>ク 応急仮設住宅における配慮</p> <p>県〔災害対策本部〕は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。</p> <p>ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。</p> <p>また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p>（ 7（ 7）～ 7（ 9） 略）</p> <p>（ 10）警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置</p> <p>県〔災害対策本部（避難支援班）〕及び警察本部は、現地対策本部、関係機関等と連携し、市町村長等が設定した警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>以外の車両等が進入しないよう指導するとともに、重点区域の内外において<u>交通</u>規制を実施するなどして、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>また、福島海上保安部は、巡視船艇及び航空機により市町村長等が設定した警戒区域の警戒を実施するものとする。</p> <p>（ 7（ 11）～ 9 略）</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>10 原子力災害医療活動</p> <p>(1) 原子力災害医療活動の基本的体制</p> <p>原子力災害医療体制は、原子力発電所の医療施設や救護所等のほか、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う「原子力災害拠点病院」、原子力災害医療や原子力災害対策等を支援する「原子力災害医療協力機関」、高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う「高度被ばく医療支援センター」、原子力災害医療派遣チームの派遣調整及び原子力災害医療派遣チームに、現地情報の提供等の活動支援を行う「原子力災害医療・総合支援センター」からなる。</p> <p>また、原子力災害医療活動は、次の区分、段階により行う。</p> <p>ア 発電所における対応</p> <p>(ア) 発電所における初期の原子力災害医療</p> <p>被ばく患者等の応急処置を優先して行うとともに、放射性物質による汚染の把握（サーベイランス）、被ばく線量等の測定を行う。</p> <p>(イ) 除染や汚染の拡大防止措置を行い、汚染や被ばくの程度などに応じて、迅速に被ばく患者等を原子力災害拠点病院等に搬送する。</p> <p>また、搬送に当たっては、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者。）を患者に同行させる。</p> <p>イ 避難退域時検査場所における対応</p> <p>県〔保健医療福祉調整本部〕は、避難退域時検査場所を重点区域の外側周辺に設置することを基本とするが、必要に応じて、重点区域内であっても発電所から30km以遠で避難指示が出されていない場所についても設置する。</p> <p>なお、避難退域時検査場所は以下の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質による汚染の有無の確認 ・避難住民の内部汚染の評価（急性期を除く） ・避難住民の外部被ばくの評価（急性期を除く） 		<p>10 原子力災害医療活動</p> <p>(1) 原子力災害医療活動の基本的体制</p> <p>原子力災害医療体制は、原子力発電所の医療施設や救護所等のほか、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う「原子力災害拠点病院」、原子力災害医療や原子力災害対策等を支援する「原子力災害医療協力機関」、高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う「高度被ばく医療支援センター」、原子力災害医療派遣チームの派遣調整及び原子力災害医療派遣チームに、現地情報の提供等の活動支援を行う「原子力災害医療・総合支援センター」からなる。</p> <p>また、原子力災害医療活動は、次の区分、段階により行う。</p> <p>ア 発電所における対応</p> <p>(ア) 発電所における初期の原子力災害医療</p> <p>被ばく患者等の応急処置を優先して行うとともに、放射性物質の汚染による把握（サーベイランス）、被ばく線量の測定を行う。</p> <p>(イ) 除染や汚染の拡大防止措置を行い、汚染や被ばくの程度などに応じて、迅速に被ばく患者等を医療機関等に搬送する。</p> <p>また、搬送に当たっては、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者。）を患者に随行させる。</p> <p>イ 避難退域時検査場所における対応</p> <p>県〔保健医療福祉調整本部〕は、避難退域時検査場所を重点区域の外側周辺に設置することを基本とするが、必要に応じて、重点区域内であっても発電所から30km以遠で避難指示が出されていない場所についても設置する。</p> <p>なお、避難退域時検査場所は以下の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質による汚染の有無の確認 ・避難住民の内部汚染の評価（急性期を除く） ・避難住民の外部被ばくの評価（急性期を除く）

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>・簡易除染</p> <p>ウ 医療中継拠点における対応</p> <p>県[保健医療福祉調整本部]は、医療中継拠点を避難指示区域に近接する区域外の場所に設置する。</p> <p>なお、医療中継拠点は以下の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難途中の住民等へのトリアージ、治療、搬送 ・安定ヨウ素剤の配布 ・避難退域時検査・簡易除染 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの簡易測定 <p>エ 救護所における対応</p> <p>県〔保健医療福祉調整本部〕は、救護所を重点区域外市町村の指定避難所内に設置する。</p> <p>なお、救護所は以下の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難住民のサーベイランス、スクリーニング ・一般傷病者に対する医療活動や健康相談等 ・安定ヨウ素剤の配布 <p>オ 各保健福祉事務所及び中核市保健所における住民等のスクリーニング及び健康相談の実施</p> <p>各保健福祉事務所及び中核市保健所においては、健康に不安を持つ住民等のために、所内に窓口を設け、必要に応じて住民等のスクリーニング及び健康相談を実施する。</p> <p>カ 原子力災害医療機関における医療</p> <p>原子力災害医療機関では、発電所から搬送されてくる被ばく者等の外来診療（ふき取り等の簡易な除染や救急処置等）を行う。</p> <p>また、原子力災害医療機関以外の一般医療機関においては、避難退域時検査</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>する検査) におけるレベル以下と判断された傷病者について対応する。なお、避難退域時検査におけるレベルは原子力災害医療行動計画に定める。</p>	<p>原子力規制庁 連絡事項</p>	<p>・簡易除染</p> <p>ウ 医療中継拠点における対応</p> <p>県[保健医療福祉調整本部]は、医療中継拠点を避難指示区域に近接する区域外の場所に設置する。</p> <p>なお、医療中継拠点は以下の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難途中の住民等へのトリアージ、治療、搬送 ・安定ヨウ素剤の配布 ・避難退域時検査・簡易除染 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの簡易測定 <p>エ 救護所における対応</p> <p>県〔保健医療福祉調整本部〕は、救護所を重点区域外市町村の指定避難所内に設置する。</p> <p>なお、救護所は以下の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難住民のサーベイランス、スクリーニング ・一般傷病者に対する医療活動や健康相談等 ・安定ヨウ素剤の配布 <p>オ 各保健福祉事務所及び中核市保健所における住民等のスクリーニング及び健康相談の実施</p> <p>各保健福祉事務所及び中核市保健所においては、健康に不安を持つ住民等のために、所内に窓口を設け、必要に応じて住民等のスクリーニング及び健康相談を実施する。</p> <p>カ 原子力災害医療機関における医療</p> <p>原子力災害医療機関では、発電所から搬送されてくる被ばく者等の外来診療（ふき取り等の簡易な除染や救急処置等）を行う。</p> <p>また、原子力災害医療機関以外の一般医療機関においては、避難退域時検査(国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査) におけるレベル以下と判断された傷病者について対応する。なお、避難退域時検査におけるレベルは原子力災害医療行動計画に定める。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>キ 原子力災害拠点病院における対応</p> <p>原子力災害拠点病院（公立大学法人福島県立医科大学附属病院、福島赤十字病院及び南相馬市立総合病院）は、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばく・汚染がある場合には、線量測定、除染処置及び専門的な医療対応を実施するとともに、必要に応じて入院診療等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャワー設備等による身体の除染 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施 ・局所又は全身の高線量被ばく患者の診療 ・内部被ばくの可能性がある者の診療 ・合併疾患に対する治療 ・高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センターへの転送の判断等 <p>ク 原子力災害医療協力機関における対応</p> <p>原子力災害医療協力機関（白河厚生総合病院、会津中央病院、福島県立南会津病院、いわき市医療センター、福島労災病院、福島県ふたば医療センター附属病院、福島県診療放射線技師会、総合南東北病院及び日本赤十字社福島県支部）は、次の機能のうち、1項目以上を実施し、原子力災害医療対策の実施に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療を行うこと。 ・被災者の放射性物質による汚染の測定を行うこと。 ・原子力災害医療派遣チームを保有し、その派遣を行うこと。 ・救護所への医療チーム（又は医療関係者）の派遣を行うこと。 ・避難退域時検査実施のための放射性物質の検査チームの派遣を行うこと。 ・安定ヨウ素剤配布の支援を行うこと。 ・その他、原子力災害時に必要な支援を行うこと。 <p>ケ 高度被ばく医療支援センターにおける対応</p> <p>高度被ばく医療支援センターは、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法</p>		<p>キ 原子力災害拠点病院における対応</p> <p>原子力災害拠点病院（公立大学法人福島県立医科大学附属病院、福島赤十字病院及び南相馬市立総合病院）は、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばく・汚染がある場合には、線量測定、除染処置及び専門的な医療対応を実施するとともに、必要に応じて入院診療等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャワー設備等による身体の除染 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施 ・局所又は全身の高線量被ばく患者の診療 ・内部被ばくの可能性がある者の診療 ・合併疾患に対する治療 ・高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センターへの転送の判断等 <p>ク 原子力災害医療協力機関における対応</p> <p>原子力災害医療協力機関（白河厚生総合病院、会津中央病院、福島県立南会津病院、いわき市医療センター、福島労災病院、福島県ふたば医療センター附属病院、福島県診療放射線技師会、総合南東北病院及び日本赤十字社福島県支部）は、次の機能のうち、1項目以上を実施し、原子力災害医療対策の実施に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療を行うこと。 ・被災者の放射性物質による汚染の測定を行うこと。 ・原子力災害医療派遣チームを保有し、その派遣を行うこと。 ・救護所への医療チーム（又は医療関係者）の派遣を行うこと。 ・避難退域時検査実施のための放射性物質の検査チームの派遣を行うこと。 ・安定ヨウ素剤配布の支援を行うこと。 ・その他、原子力災害時に必要な支援を行うこと。 <p>ケ 高度被ばく医療支援センターにおける対応</p> <p>高度被ばく医療支援センターは、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>人長崎大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学及び国立大学法人弘前大学が担い、原子力災害拠点病院で対応することが困難な高度専門的な除染、線量評価及び診療を実施するとともに、原子力災害拠点病院等に対して必要な支援及び専門的助言を行う。</p> <p>なお、原子力災害拠点病院等における対応に加えて、次の診療等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重篤な外部被ばく患者の治療 ・長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者の診療 ・重篤な合併疾患に対する根本的な治療 ・様々な医療分野にまたがる高度の総合的な集中治療等 <p>コ 原子力災害医療・総合支援センターにおける対応</p> <p>原子力災害医療・総合支援センター（福島県は、公立大学法人福島県立医科大学が担当）は、原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。</p> <p>なお、原子力災害拠点病院等における対応に加えて、次の診療等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高線量被ばく傷病者の救急治療 ・原子力災害医療派遣チームの派遣調整 ・原子力災害拠点病院では対応できない高線量被ばく傷病者の診療 ・OIL4 超傷病者、被ばく傷病者に対する高度な救急医療 <p>（7（2）～（4） 略</p> <p>（5）メンタルヘルス対策</p> <p>原子力災害時には、放射線による被ばくや汚染等に対する不安や、被ばく等が身体的な健康に及ぼす不安などの心理的变化が生じるとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が精神的負担となることが考えられることから、県は、国、市町村、地域医師会等と協力して、メンタルヘルス対策を適切に実施するものとする。</p>	<p>原子力規制庁 連絡事項</p>	<p>人長崎大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人弘前大学及び国立大学法人福井大学が担い、原子力災害拠点病院で対応することが困難な高度専門的な除染、線量評価及び診療を実施するとともに、原子力災害拠点病院等に対して必要な支援及び専門的助言を行う。</p> <p>なお、原子力災害拠点病院等における対応に加えて、次の診療等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重篤な外部被ばく患者の治療 ・長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者の診療 ・重篤な合併疾患に対する根本的な治療 ・様々な医療分野にまたがる高度の総合的な集中治療等 <p>コ 原子力災害医療・総合支援センターにおける対応</p> <p>原子力災害医療・総合支援センター（福島県は、公立大学法人福島県立医科大学が担当）は、原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。</p> <p>なお、原子力災害拠点病院等における対応に加えて、次の診療等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高線量被ばく傷病者の救急治療 ・原子力災害医療派遣チームの派遣調整 ・原子力災害拠点病院では対応できない高線量被ばく傷病者の診療 ・OIL4 超傷病者、被ばく傷病者に対する高度な救急医療 <p>（7（2）～（4） 略</p> <p>（5）メンタルヘルス対策</p> <p>原子力災害時には、放射線による被ばくや汚染等に対する不安や、被ばく等が身体的な健康に及ぼす不安などの心理的变化が生じるとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が精神的負担となることが考えられることから、県は、国、市町村、地域医師会等と協力して、メンタルヘルス対策を適切に実施するものとする。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>メンタルヘルス対策の実施に当たっては、原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害の経過に応じた対策、適切な情報提供を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に接する防災業務関係者全員が、その役割を担うことを認識し取り組むものとする。</p> <p>(11～12 (3) 略)</p> <p>(4) 緊急輸送のための交通確保</p> <p>ア 緊急輸送のための交通確保の基本方針</p> <p>警察本部は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して通行規制等を行うものとする。特に、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に支援するものとする。</p> <p>イ 交通の確保</p> <p>(7) 警察本部は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>(4) 警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、通行規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>(9) 警察本部及び道路管理者は、交通規制に当たって、合同対策協議会等において現地の交通状況の情報を共有するなど、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>13 防災業務関係者の安全確保</p> <p>県〔現地本部〕は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保については、次により実施するものとする。</p>	<p>原子力規制庁</p> <p>連絡事項</p> <p>適正化</p> <p>原子力規制庁</p> <p>連絡事項</p>	<p>メンタルヘルス対策の実施に当たっては、原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害の経過に応じた対策、適切な情報提供を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に接する緊急事態応急対策に従事する者全員が、その役割を担うことを認識し取り組むものとする。</p> <p>(11～12 (2) 略)</p> <p>(4) 緊急輸送のための交通確保</p> <p>ア 緊急輸送のための交通確保の基本方針</p> <p>警察本部は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。特に、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に支援するものとする。</p> <p>イ 交通の確保</p> <p>(7) 警察本部は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>(4) 警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、通行規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>(9) 警察本部及び道路管理者は、交通規制に当たって、合同対策協議会等において現地の交通状況の情報を共有するなど、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>13 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保</p> <p>県〔現地本部〕は、被ばくの可能性がある環境下で活動する緊急事態応急対策に従事する者の安全確保については、次により実施するものとする。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;">緊急作業を実施する者が、災害の拡大防止、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合（男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性）</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">実効線量：1 0 0 mSv</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">等価線量 目の水晶体：3 0 0 mSv 皮膚：1 Sv</td> <td></td> </tr> </table>	緊急作業を実施する者が、災害の拡大防止、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合（男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性）	実効線量：1 0 0 mSv	等価線量 目の水晶体：3 0 0 mSv 皮膚：1 Sv		原子力規制庁 連絡事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;">緊急作業を実施する者が、災害の拡大防止、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合（男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性）</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">実効線量：1 0 0 mSv</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">等価線量 目の水晶体：3 0 0 mSv 皮膚：1 Sv</td> <td></td> </tr> </table>	緊急作業を実施する者が、災害の拡大防止、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合（男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性）	実効線量：1 0 0 mSv	等価線量 目の水晶体：3 0 0 mSv 皮膚：1 Sv	
緊急作業を実施する者が、災害の拡大防止、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合（男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性）	実効線量：1 0 0 mSv									
等価線量 目の水晶体：3 0 0 mSv 皮膚：1 Sv										
緊急作業を実施する者が、災害の拡大防止、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合（男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性）	実効線量：1 0 0 mSv									
等価線量 目の水晶体：3 0 0 mSv 皮膚：1 Sv										
<p>ただし、<u>防災業務関係者</u>の放射線防護に係る指標は上限であり、県は、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう配慮するものとする。</p> <p>また、県が指定（地方）公共機関や民間事業者等に対して緊急事態応急対策の実施を依頼する場合には、実効線量で1 mSvを基本とする。</p> <p>（3）防護対策</p> <p>ア 原子力災害対策本部は、関係行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関等に対して、緊急事態応急対策を行う<u>防災業務関係者</u>の安全確保のための資機材の携行・装着、安定ヨウ素剤の服用等を行うよう指示するものとされている。</p> <p>イ 県〔現地本部〕は、必要に応じ管轄する<u>防災業務関係者</u>に対し、防災業務に応じて、防護服、防護マスク、個人線量計等の防護資機材を装着させるとともに、安定ヨウ素剤を服用させる等、被ばく線量を低減させるために必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>ウ 県〔現地本部〕は、関係市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>（4）<u>防災業務関係者</u>の被ばく管理</p> <p>ア <u>防災業務関係者</u>の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとし、</p>		<p>ただし、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の放射線防護に係る指標は上限であり、県は、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう配慮するものとする。</p> <p>また、県が指定（地方）公共機関や民間事業者等に対して緊急事態応急対策の実施を依頼する場合には、実効線量で1 mSvを基本とする。</p> <p>（3）防護対策</p> <p>ア 原子力災害対策本部は、関係行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関等に対して、緊急事態応急対策に<u>従事する者</u>の安全確保のための資機材の携行・装着、安定ヨウ素剤の服用等を行うよう指示するものとされている。</p> <p>イ 県〔現地本部〕は、必要に応じ管轄する<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>に対し、防災業務に応じて、防護服、防護マスク、個人線量計等の防護資機材を装着させるとともに、安定ヨウ素剤を服用させる等、被ばく線量を低減させるために必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>ウ 県〔現地本部〕は、関係市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>（4）<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の被ばく管理</p> <p>ア <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとし、</p>								

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>各機関又は災害対策本部ごとに、被ばく管理を行う人員を配置して、個人被ばく線量計の管理、汚染検査、除染等の措置を行うものとする。</p> <p>県〔現地本部〕は、関係市町村等各機関からの要請に応じて、被ばく管理を行う人員、防護資機材について支援するとともに、<u>防災業務関係者</u>の除染等の医療措置を行うものとする。</p> <p>イ 県現地本部の要員の<u>防災業務関係者</u>の被ばく管理は、県現地本部医療班が行うものとする。</p> <p>ただし、緊急時モニタリング要員については、緊急時モニタリング班が行うものとする。</p> <p>県現地本部医療班及び緊急時モニタリング班は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に設置される医療班と緊密な連携の下被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>ウ 県〔健康衛生班〕は、関係市町村等への支援等に要する被ばく管理の要員が不足する場合、高度な判断が必要な場合には、原子力災害医療・総合支援センターに対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>（５）防護資機材の確保</p> <p>ア 県〔現地本部〕は、被ばくの可能性がある環境下で活動する県の<u>防災業務関係者</u>の安全確保のための防護資機材を確保するものとする。</p> <p>イ 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県〔現地本部〕は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。</p> <p>また、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする</p> <p>（１３（６）～１５ 略）</p> <p>（第４ 及び 参考資料 略）</p>	<p>原子力規制庁 連絡事項</p>	<p>各機関又は災害対策本部ごとに、被ばく管理を行う人員を配置して、個人被ばく線量計の管理、汚染検査、除染等の措置を行うものとする。</p> <p>県〔現地本部〕は、関係市町村等各機関からの要請に応じて、被ばく管理を行う人員、防護資機材について支援するとともに、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の除染等の医療措置を行うものとする。</p> <p>イ 県現地本部の要員の<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の被ばく管理は、県現地本部医療班が行うものとする。</p> <p>ただし、緊急時モニタリング要員については、緊急時モニタリング班が行うものとする。</p> <p>県現地本部医療班及び緊急時モニタリング班は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に設置される医療班と緊密な連携の下被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>ウ 県〔健康衛生班〕は、関係市町村等への支援等に要する被ばく管理の要員が不足する場合、高度な判断が必要な場合には、原子力災害医療・総合支援センターに対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>（５）防護資機材の確保</p> <p>ア 県〔現地本部〕は、被ばくの可能性がある環境下で活動する県の<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のための防護資機材を確保するものとする。</p> <p>イ 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県〔現地本部〕は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。</p> <p>また、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする</p> <p>（１３（６）～１５ 略）</p> <p>（第４ 及び 参考資料 略）</p>